

官報

昭和四十年五月二十四日

○第四十八回 参議院會議錄第二十号

昭和四十年五月二十四日(月曜日)

午前十一時八分開議

議事日程 第二十六号

昭和四十年五月二十四日

午前十時開議

第一 関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開港に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件
(衆議院送付)

第二 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

第四 医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 九州横断自動車道建設法案(衆議院提出)

第九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(衆議院送付)

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 八郎潟新農村建設事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 山形県東根市東根、神町に電報電話局舎建設に関する請願

第一三 北海道東鹿樺村の電話即時通話促進に関する請願(二件)

第一四 公立小中学校の建築基準単価引上げ等に関する請願

第一五 国立近代美術館の移転・新築に関する請願

第一六 青少年健全育成予算に関する請願

第一七 学校司書制度の法制化及び学校図書館法附則第二項削除等に関する請願(五件)

第一八 宮崎県立高等学校のすしづめ教室解消に関する請願

第一九 小、中学校における書写、書道教育振興等に関する請願

第二〇 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(十二件)

第二一 北海道大学歯学部設置に関する請願

第二二 私立学校に対する一般公費助成の大幅増額及び補助制度確立に関する請願(二件)

する請願(八件)

第二四 「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願(二件)

第二五 「学童急増特殊地域に対する公立文教施設整備特別措置法」制定に関する請願(二件)

第二六 毛筆習字を独立教科目として強化するの請願(二十七件)

第二七 義務教育における習字教育振興に関する請願(七件)

第二八 戦傷病者の女子の育英資金等に関する請願

第二九 愛媛大学の学部改組及び拡充に関する請願

第三〇 愛媛大学工学部及び農学部の大学院設置に関する請願

第三一 義務教育学校の管理下における児童生徒の学業災害補償に関する請願

第三二 札幌市に国立競技場のスキー及びスケート施設設置に関する請願(二件)

第三三 エレクトロニクス振興施策の強化拡充に関する請願

第三四 公害防止対策確立に関する請願

第三五 水質汚濁並びに漁場荒廃対策に関する請願(五件)

第三六 炭鉱保安及び殉職者の遺家族救済に関する請願

第三七 高松炭鉱再建問題に関連する北九州市の要望に関する請願(三件)

第三八 地方交付税の税率引上げに関する請願(百六十二件)

第四〇 豪雪地帯における地方財政の合理化に関する請願(三件)

第四一 市町村職員の給与改定に伴う財源措置に関する請願(三件)

第四二 委託、委任事務の合理的整備軽減等に関する請願

第四三 地方財政改正に伴う財源措置強化に関する請願

第四四 地方公務員共済組合短期給付費用の一部国庫負担に関する請願(九件)

第四五 地方財政の充実強化に関する請願

第四六 国庫補助負担制度改善に関する請願

第四七 人命救助並びに火災防止のための諸設備に関する請願

第四八 社会福祉施設職員の労働条件改善等に関する請願(二件)

第四九 国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(六件)

第五〇 国民健康保険制度体質改善促進に関する請願(四件)

第五一 看護婦不足の抜本的改善措置等に関する請願

第五二 季節労働者(日雇、臨時労働者)の失業保険の受給資格延長措置中止に関する請願(七件)

第五三 国民健康保険制度の体質改善に関する請願

第五四 保育予算増額確保に関する請願

第五五 ソロモン群島地域における戦没者の遺骨、遺品の収集整理促進に関する請願

第五六 国民健康保険の全被保険者に対する七割給付と五割の国庫負担実現に関する請願

第五七 失業保険法改正に関する請願

- 第五八 健康保険制度改悪反対等に関する請願
(百三十六件)
- 第五九 調理師法の存続、改善に関する請願
- 第六〇 国立病院、療養所患者の食糧費引上げに関する請願
- 第六一 病院調理師の身分改善に関する請願
- 第六二 国民健康保険の充実強化に関する請願
- 第六三 東北地方の季節労働者の失業保険に関する請願
- 第六四 栄養士法第五条の二改正に関する請願
(二件)
- 第六五 健康保険法改正反対に関する請願
- 第六六 健康保険法改悪反対に関する請願(四件)
- 第六七 健康保険法改悪反対等に関する請願
- 第六八 業務外災害によるせき損傷患者援護に関する請願(七件)
- 第六九 国民健康保険の財政措置に関する請願
(六件)
- 第七〇 国立岐阜療養所火災による焼死者等に対する補償等に関する請願
- 第七一 滋州開拓犠牲者処遇改善に関する請願
- 第七二 日雇労働者健康保険法改悪反対等に関する請願(二件)
- 第七三 長野県茅野市立病院のがん研究に対する国庫助成に関する請願
- 第七四 各種医療保険制度の統合に関する請願
(三件)
- 第七五 ハンセン氏病療養所の医療体系確立等に関する請願(三件)
- 第七六 国民健康保険事業の財政健全化に関する請願
- 第七七 健康保険法等の改正に関する請願
- 第七八 国立岐阜療養所の災害補償及び再建整備に関する請願
- 第七九 国民健康保険財政の強化改善に関する請願
- 第八〇 らい患者の待遇に関する請願
- 第八一 戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(二十八件)
- 第八二 国民医療保険の機会均等及び負担の合理化に関する請願
- 第八三 健康保険に対する国庫補助金増額に関する請願(二件)
- 第八四 健康保険に対する国庫補助金増額等に関する請願(二件)
- 第八五 医療保険制度の改善に関する請願
- 第八六 成人病予防対策に関する請願
- 第八七 療養業務(医療類似行為)の新規開業の制度化に関する請願(十九件)
- 第八八 診療事故調停処理機関等設置に関する請願
- 第八九 日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する請願(六件)
- 第九〇 保健婦助産婦看護婦法改悪反対等に関する請願
- 第九一 重度身体障害者更生施設設立に関する請願
- 第九二 医療行政の確立及び健保財政に対する国庫補助に関する請願
- 第九三 旧軍人等に対する恩給に関する請願
(百九十六件)
- 第九四 恩給(共済年金)の格差是正に関する請願(二件)
- 第九五 茨城県水戸対地射撃場返還に関する請願
- 第九六 公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求実現に関する請願
- 第九七 公務員の賃金、一時金及び諸手当引上げに関する請願(二件)
- 第九八 退職公務員の恩給、年金増額に関する請願(六件)
- 第九九 米海軍厚木航空基地移転に関する請願
(三件)
- 第一〇〇 元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(二十三件)
- 第一〇一 米海軍厚木航空基地の即時移転、返還に関する請願
- 第一〇二 京都府における暫定手当に関する請願
- 第一〇三 元滿州国等外国政府職員恩給問題に関する請願
- 第一〇四 恩給、年金の給与制度改善の法制化と給与増額に関する請願(二件)
- 第一〇五 旧海軍文官の退職賞与金の改定支給に関する請願
- 第一〇六 総理府に青少年局設置等に関する請願
- 第一〇七 公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願
- 第一〇八 国立大学教官の待遇改善に関する請願(六十一件)
- 第一〇九 恩給調整・年金スライド制実施促進に関する請願(二件)
- 第一一〇 特高罷免並びに武徳会追放等による警察退職者救済に関する請願
- 第一一一 国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(二百二十七件)
- 第一一二 法務局職員の一万名増員に関する請願(九件)
- 第一一三 公務員の寒冷地手当改善に関する請願
- 第一一四 公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願(十七件)
- 第一一五 日本赤十字社元看護婦の戦時召集期間を恩給等に通算するの請願
- 第一一六 旧軍人恩給制度の改善に関する請願
- 第一一七 傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(二十二件)
- 第一一八 公共企業体職員等共済組合法の一部改正に関する請願(九件)
- 第一一九 退職公務員の恩給、年金等に関する請願(二十一件)
- 第一二〇 旧中華民国新民会を恩給法上外国特殊法人に包含するの請願
- 第一二一 長野県千曲川分水計画反対に関する請願(二件)
- 第一二二 山形県最上川中流改修事業古口工区促進及び国道四十七号線付替工事に関する請願
- 第一二三 発電用水利使用料増額に関する請願
(三件)
- 第一二四 発電水利使用料改定に関する請願
- 第一二五 三重県雲出川改修計画変更に関する請願
- 第一二六 岡山県吉井川下流直轄河川事業促進に関する請願
- 第一二七 多摩川河川敷の市民への解放に関する請願(四件)
- 第一二八 熊本県大津町バイパス建設に関する請願

- 第二二九 東北縦貫自動車道の早期建設に関する請願
- 第二三〇 東北自動車道建設促進に関する請願
- 第二三一 国道飯田豊橋線(一五二号線)池場トネル開通に関する請願
- 第二三二 備後工業整備特別地域と鳥取県倉吉地帯を結ぶ広島、岡山、鳥取三県にわたる道路路線を国道に昇格するの請願
- 第二三三 昭和四十年年度公共工事の完遂を期するための適正準備に基づく工事発注に関する請願(三十三件)
- 第二三四 下水道事業の整備促進に関する請願
- 第二三五 公園緑地の整備促進に関する請願
- 第二三六 三多摩公営住宅払下げに関する請願(二件)
- 第二三七 民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願(八件)
- 第二三八 再生保護会に対する委託費等増額に関する請願(二件)
- 第二三九 改正刑法準備草案第三百六十七条反對に関する請願(八十件)
- 第一四〇 仙台法務局丸森出張所存置に関する請願
- 第一四一 仙台法務局松山出張所存置に関する請願
- 第一四二 宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部庁舎新築等に関する請願(二件)
- 第一四三 千葉地方裁判所・家庭裁判所支部及び地方検察庁市川支部設置に関する請願
- 第一四四 仙台高等裁判所秋田支部存置に関する請願
- 第一四五 広島高等裁判所松江支部存置に関する請願(二件)

- 第一四六 水戸地方裁判所・家庭裁判所麻生支部、麻生簡易裁判所庁舎新築に関する請願
- 第一四七 茨城県麻生檢察庁庁舎新築に関する請願
- 第一四八 千葉刑務所習志野作業農場の転用中止並びに同作業場移転要請に関する請願(二件)
- 第一四九 公共料金並びに消費者物価値上げ抑制に関する請願(二件)
- 第一五〇 公共料金値上げ反對に関する請願(五件)
- 第一五一 一般物価の値上げ反對及び独占価格の引下げに関する請願
- 第一五二 盲人世帯に対する家庭電気料金の動力料金なみ低減に関する請願
- 第一五三 中小企業建設業に対する建設機械貸与に関する請願
- 第一五四 物価値上げ反對に関する請願(七件)
- 第一五五 中小企業団体の育成強化に関する請願
- 第一五六 小規模事業の育成強化に関する請願
- 第一五七 東西貿易の拡大に関する請願(二件)
- 第一五八 天然ガスの開発促進に関する請願
- 第一五九 滋賀県に中小企業金融公庫支店開設に関する請願
- 第一六〇 「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく基本計画の完全実施に関する請願
- 第一六一 政府系中小企業金融機関の資金増額等に関する請願
- 第一六二 公衆浴場業に対する特別融資に関する請願(二件)
- 第一六三 工業用水道事業運営の資金措置に関する請願

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一 関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 一、日程第二 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第三 日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)
- 一、日程第四 医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第五 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第六 原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第七 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第八 九州横断自動車道建設法案(衆議院提出)
- 一、日程第九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第一〇 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第一一 八郎湯新農村建設事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

許可した。

- 地方行政委員 村上 春蔵君
- 大蔵委員 山崎 齊君
- 同 久保 勘一君
- 同 田中 啓一君
- 同 大和 与一君
- 文教委員 津島 壽一君
- 社会労働委員 鹿島 俊雄君
- 農林水産委員 村松 久義君
- 同 太田 正孝君
- 建設委員 増原 恵吉君
- 同 柴谷 要君
- 同 鶴岡 哲夫君
- 同 久保 等君
- 同 山本伊三郎君
- 同 中村 順造君
- 議院運営委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 地方行政委員 鹿島 俊雄君
- 大蔵委員 村松 久義君
- 同 津島 壽一君
- 同 増原 恵吉君
- 同 柴谷 要君
- 同 久保 勘一君
- 文教委員 村上 春蔵君
- 社会労働委員 村松 久義君
- 農林水産委員 田中 啓一君
- 同 山崎 齊君
- 同 田中 啓一君
- 同 大和 与一君
- 同 米田 勲君
- 同 永岡 光治君
- 同 中村 順造君
- 同 鶴岡 哲夫君
- 議院運営委員

同日社会労働委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 草葉 隆圓君(鹿島俊雄君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案

砂糖の価格安定等に関する法律案

農林水産委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

総合エネルギー調査会設置法案

商工委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めるの件

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

公害防止事業団法案

恩給法等の一部を改正する法律案

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

同日左の議案は、発議者から撤回の申出があり、社会労働委員会においてこれを許可した。

医療法の一部を改正する法律案(草葉隆圓君外二名発議)

同日議長は、去る三月三十一日予備審査のため衆議院に送付した左の議案は、発議者から撤回の申出があり、今十七日委員会においてこれを許可した旨同院に通知した。

医療法の一部を改正する法律案(草葉隆圓君外二名発議)

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

千九百一十一年六月二日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十八年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件

千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の締結について承認を求めるの件

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めるの件

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律

国家公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法の一部を改正する法律

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律

公害防止事業団法案

恩給法等の一部を改正する法律

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律

昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律

大蔵省設置法の一部を改正する法律

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百一十一年六月二日にブラッセルで、千九百一十五年十一月六日にワシントンで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十八年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めるの件

千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の締結について承認を求めるの件

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めるの件

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律

国家公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法の一部を改正する法律

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律

は誤認を生じさせる原産地表示の防止に關する
千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の
締結について承認を求めるの件
同日内閣から、左記の者を米価審議会委員に任命
したので、国会法第三十九条但書の規定に基づ
き本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

記

衆議院議員 丹羽 兵助
同 根本龍太郎
同 湯山 勇
參議院議員 白井 勇
同 森 八三一
同 渡辺 勘吉

同日本院は、衆議院議員丹羽兵助君、同根本龍太
郎君、同湯山勇君、參議院議員白井勇君、同森八
三一君及び同渡辺勘吉君が米価審議会委員に就く
ことができる議決した旨内閣に通知した。
去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を
許可した。

内閣委員 光村 甚助君
地方行政委員 大倉 精一君
同 二宮 文造君
法務委員 龜田 得治君
同 岡 三郎君
大蔵委員 增原 惠吉君
同 野々山一三君
文教委員 野本 品吉君
同 田中 茂穂君
同 柏原 ヤス君
社会労働委員 村上 春蔵君
同 丸茂 重貞君

同 龜井 光君
同 小平 芳平君
同 北條 勘八君
同 鈴木 一弘君
同 柳岡 秋夫君
同 山本伊三郎君
同 白木義一郎君
同 井川 伊平君
同 村尾 重雄君
同 熊谷太三郎君
同 高山 恒雄君
同 懲罰委員
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指
名した。

衆議院議員 丹羽 兵助
同 根本龍太郎
同 湯山 勇
參議院議員 白井 勇
同 森 八三一
同 渡辺 勘吉

同日本院は、衆議院議員丹羽兵助君、同根本龍太
郎君、同湯山勇君、參議院議員白井勇君、同森八
三一君及び同渡辺勘吉君が米価審議会委員に就く
ことができる議決した旨内閣に通知した。
去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を
許可した。

内閣委員 光村 甚助君
地方行政委員 大倉 精一君
同 二宮 文造君
法務委員 龜田 得治君
同 岡 三郎君
大蔵委員 增原 惠吉君
同 野々山一三君
文教委員 野本 品吉君
同 田中 茂穂君
同 柏原 ヤス君
社会労働委員 村上 春蔵君
同 丸茂 重貞君

建設委員 二宮 文造君
同 村山 春蔵君
同 高山 恒雄君
同 増原 惠吉君
同 村尾 重雄君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し
た。

同日本院は、衆議院議員丹羽兵助君、同根本龍太
郎君、同湯山勇君、參議院議員白井勇君、同森八
三一君及び同渡辺勘吉君が米価審議会委員に就く
ことができる議決した旨内閣に通知した。
去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を
許可した。

内閣委員 光村 甚助君
地方行政委員 大倉 精一君
同 二宮 文造君
法務委員 龜田 得治君
同 岡 三郎君
大蔵委員 增原 惠吉君
同 野々山一三君
文教委員 野本 品吉君
同 田中 茂穂君
同 柏原 ヤス君
社会労働委員 村上 春蔵君
同 丸茂 重貞君

積雪寒冷作地帯振興臨時措置法等の一部を改
正する法律案(農林水産委員長提出)
同日衆議院から左の議案が提出された。よって議
長は即日これを農林水産委員会に付託した。
積雪寒冷作地帯振興臨時措置法等の一部を改
正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の
内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを
委員会に付託した。
精神衛生法の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法
律案 農工委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よっ
て議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融
通に關する暫定措置法及び開拓營農振興臨時措
置法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。
日本貿易振興会法及びアジア經濟研究所法の一
部を改正する法律案(農工委員長提出)
同日委員長から左の報告書が提出された。
証券取引法の一部を改正する法律案可決報告書
関税及び貿易に關する一般協定を貿易及び開港
に關する第四部の追加のために改正する議定書
の締結について承認を求めるの件議決報告書
經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案可決
報告書
医療金融公庫法の一部を改正する法律案可決報
告書

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号 議長の報告

七八〇

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)可決報告書
国民年金法等の一部を改正する法律案可決報告書

九州横断自動車道建設法案可決報告書

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案可決報告書
開拓融資保証法の一部を改正する法律案修正議決報告書

八郎潟新農村建設事業団法案可決報告書

内閣委員会請願審査報告書第一号

地方行政委員会請願審査報告書第一号

文教委員会請願審査報告書第一号

社会労働委員会請願審査報告書第一号

通信委員会請願審査報告書第一号

建設委員会請願審査報告書第一号

石炭対策特別委員会請願審査報告書第一号

科学技術振興対策特別委員会請願審査報告書第一号

一

産業公害対策特別委員会請願審査報告書第一号

同日衆議院から、左の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

行政監理委員会設置法案

道路交通法の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律

行政監理委員会設置法

道路交通法の一部を改正する法律

日本育英会法の一部を改正する法律

特許法等の一部を改正する法律

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律

海上運送法の一部を改正する法律

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百六十四年の国際労働機関第四十八回総会で採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。

同日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第四十四条の規定による千九百六十四年の国際連合教育科学文化機関第十三回総会で採択された勧告に関する報告書を受領した。

同日衆議院議長から、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

文教委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同 決算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

須藤 五郎君

北口 龍徳君

和田 鶴一君

野知 浩之君

沢田 一精君

野上 進君

田中 清一君

長谷川 仁君

鹿島 俊雄君

徳永 正利君

森田 タマ君

増原 恵吉君

小柳 勇君

野々山 一三君

鶴岡 哲夫君

豊瀬 禎二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

文教委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

決算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

野上 進君

長谷川 仁君

徳永 正利君

森田 タマ君

北口 龍徳君

青田源太郎君

和田 鶴一君

久保 勘一君

野知 浩之君

沢田 一精君

石谷 憲男君

小林 武君

矢山 有作君

光村 甚助君

瀬谷 英行君

同日社会労働委員会において当選した理事は左の通りである。

同日社会労働委員会において当選した理事は左の通りである。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

理事 丸茂 重貞君(丸茂重貞君の補欠)

同日委員長から左の報告書が提出された。

法務委員会請願審査報告書第一号

商工委員会請願審査報告書第一号

同日議員から左の質問主意書が提出された。

国立療養所岡山県長島愛生園における医療行政に関する質問主意書(須藤五郎君提出)

同日衆議院から、同院は第四十八回国会の会期を十三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

野上 進君

北口 龍徳君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

決算委員 北口 龍徳君
議院運営委員 野上 進君

一昨二十二日左の質問主意書を内閣に転送した。
国立療養所岡山県長島愛生園における医療行政
に關する質問主意書(須藤五郎君提出)

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開き
ます。

日程第一、關稅及び貿易に關する一般協定を貿
易及び關稅に關する第四部の追加のために改正す
る議定書の締結について承認を求めるの件(衆議
院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長小
柳牧衛君。

〔審査報告書は都台により追録に掲載〕

關稅及び貿易に關する一般協定を貿易及び
關稅に關する第四部の追加のために改正す
る議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十年五月十一日

衆議院議長 船田 中

參議院議長 重宗 雄三殿

關稅及び貿易に關する一般協定を貿易及び
關稅に關する第四部の追加のために改正す
る議定書の締結について承認を求めるの件
關稅及び貿易に關する一般協定を貿易及び關
稅に關する第四部の追加のために改正する議定書の
締結について、憲法第七十三條第三号ただし書の
規定に基づき、国会の承認を求める。

關稅及び貿易に關する一般協定を貿易及び

昭和四十年五月二十四日 參議院會議録第二十号

關稅に關する第四部の追加のために改正す
る議定書

關稅及び貿易に關する一般協定(以下「一般協
定」といふ。)の締結に關する(以下「締結」といふ。)

一般協定第三十條の規定に従つて一般協定を改
正することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

1 一般協定に次の新たな三箇條から成る第四部
を加へ、かつ、一般協定附屬書Iの諸規定を次
のように改める。

A 第三十五條の次に次の区分の表題及び諸條を
加ふる。

第四部 貿易及び關稅
第三十六條 原則及び目的

1 締結の目的は、

(a) この協定の基本的な目的がすべての締結國
の生活水準の引上げ及び經濟の漸進的開發を
含むことを想起し、また、この目的の達成が
低開發締結國にとつて特に緊急なものである
ことを考慮し、

(b) 低開發締結國の輸出收入がこれらの締結國
の經濟開發において決定的な役割を果たすこ
とができること並びにこの寄与の程度が低開
發締結國により不可欠な輸入に対して支払わ
れる價格、これらの締結國の輸出の数量及び
これらの輸出に対して支払われる價格にかか
つてのものを考慮し、

(c) 低開發國における生活水準と他の國におけ
る生活水準との間に大きな格差があることに
留意し、

(d) 低開發締結國の經濟開發を促進し、かつ、
これらの國における生活水準の急速な引上げ
をもたらし、かつ、個別行動及び共同行動が不
可欠であることを認め、

(e) 經濟的及び社會的の發展を達成する手段と
しての國際貿易が、この條に定める目的に合

致する規則及び手続並びにそのような規則及
び手続に適合する措置によつて規律されるべ
きであることを認め、

(f) 低開發締結國がその貿易及び關稅を促進す
るための特別の措置を執ることを締結國が
認めることができることに留意して、

次のとおり協定する。

2 低開發締結國の輸出收入の急速かつ持続的な
増大が、必要である。

3 成長する國際貿易において低開發締結國がそ
の經濟開發上の必要に相應した取分を占めるこ
とを確保することを意圖した積極的な努力が、
必要である。

4 多くの低開發締結國が限られた範圍の一次産
品の輸出に引き続き依存しているため、これら
の產品の世界市場への進出のための一層有利な
条件であつて受諾可能なものを可能な最大限度
において設けることが必要であり、また、適當
な場合にはいつでも、經濟開發のための一層多
くの資源をこれらの國に提供するために世界の
貿易及び關稅の拡大並びにこれらの國の實質的
な輸出收入の不斷のかつ着実な増大を可能にす
るよう、これらの產品についての世界市場の
條件の安定及び改善を意圖した措置(特に、價
格を安定した、衡平な、かつ、採算のとれるも
の)をすることを意圖した措置を含む)を講ずる
ことが必要である。

5 低開發締結國の經濟の急速な拡大は、その經
濟構造の多様化及び一次產品の輸出に対する過
度の依存の回避によつて容易にされる。したが
つて、低開發締結國が輸出について特別の関心
を現に有し又は將來有することがある加工品及
び製品の有利的な条件による市場への進出を可能
な最大限度において増進することが、必要であ
る。

6 低開發締結國における輸出收入その他の外國
為替收入の慢性的な不足のため、貿易と關稅の
ための資金上の援助との間には、重要な相互關
係がある。したがつて、締結國及び國際的な

融資機關が、これらの低開發締結國によるその
經濟開發のための負担を軽減するために最も効
果的に貢献することができるよう、緊密かつ
継続的な協力を行なうことが、必要である。

7 締結國並びに低開發國の貿易及び經濟開發
に關連する活動を行なつて他の政府間機
關及び國際連合の諸機關が適切な協力を行なう
ことが、必要である。

8 先進締結國は、貿易交渉において行なつた關
稅その他の低開發締結國の貿易に対する障害の輕
減又は廢止に關する約束について相互主義を期
待しない。

9 これらの原則及び目的を具体化するための措
置を執ることは、締結國が個個に、及び共同し
て、目的意識をもつて努力すべき問題である。

第三十七條 約束

1 先進締結國は、可能な最大限度において、す
なわち、やむを得ない理由(法的な理由を含む。
む。)によつて不可能である場合を除くは、次
の規定を実施しなければならない。

(a) 低開發締結國が輸出について特別の関心
を現に有し又は將來有することがある產品につ
いての障害(加工されてない產品と加工され
た產品との間に不當な差別を設けるような
關稅その他の制限を含む)の輕減及び廢止に
高度の優先権を与えること。

(b) 低開發締結國が輸出について特別の関心
を現に有し又は將來有することがある產品につ
いて關稅又は關稅以外の輸入障害を新設し又
は強化することを差し控えること。

(c) 全部又は大部分が低開發締結國の領域内で
生産される一次產品(加工されてないとい
なことを問わない)の消費の増大を著しく阻害
する財政措置で特にこれらの產品に適用され
るものについて、

(i) そのような財政措置を新たに執ることを
差し控えること。

(ii) 財政政策の調整の際に、そのような財政
措置の輕減及び廢止に高度の優先権を与え

議長の報告 會議 關稅及び貿易に關する一般協定を貿易及び關稅に關する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号

関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求
めるの件

七八二

ること。

2 (a) 1 (a)、(b)又は(c)のいずれかの規定が実施されていなく認められるときはいつでも、その問題は、当該規定を実施していない締約国又は他の関係締約国によつて締約国団に報告されなければならない。

(b) 締約国団は、いずれかの関係締約国から要請を受けたときは、この問題に関し、当該関係締約国及び他のすべての関係締約国と、第三十六条に定める目的を助長するためにすべての関係締約国にとつて満足な解決に到達することを目的として、協議しなければならぬ。この協議は、二国間協議を妨げるものではない。これらの協議においては、1 (a)、(b)又は(c)の規定が実施されなかつた場合におけるその理由が検討されるものとする。

(ii) 他の先進締約国と共同で行動することによつて1 (a)、(b)又は(c)の規定の個々の締約国による実施が一層容易に達成される場合があるもので、前記の協議は、適当な場合には、そのような行動を目的として行なうことができる。

(iii) 締約国団による協議は、また、適当な場合には、第二十五条1に定めるこの協定の目的を助長するための共同行動についての合意を目的として行なうことができる。

3 先進締約国は、
(a) 全部又は大部分が低開発締約国の領域内で生産される商品の再販売価格を政府が直接又は間接に決定する場合には、販売差益を衡平な水準に維持するため、あらゆる努力を払わなければならない。

(b) 低開発締約国からの輸入の増進の可能性を増大させることを意図した他の措置を執ることを積極的に検討し、かつ、このため、適切な国際活動を行なうことに協力しなければならない。

(c) 特定の問題に対処するためにこの協定によ

つて許されている他の措置を執ることを検討する場合においては、低開発締約国の貿易上の利益を特に考慮しなければならない。また、これらの措置がこれらの締約国の重大な利益に影響を及ぼすようなものであるときは、これを執るに先だつて、可能なすべての建設的な救済措置を検討しなければならない。

4 低開発締約国は、第四部の規定の実施にあたり、過去における貿易の推移及び低開発締約国全体の貿易上の利害関係を考慮して、現在及び将来における自国の開発上、資金上及び貿易上の必要に合致する限りにおいて、他の低開発締約国の貿易上の利益のために適切な措置を執ることに同意する。

5 各締約国は、1から4までに規定する約束の実施にあたり、生ずることがある問題又は困難に關してこの協定の通常の手続による協議を行なう十分な機会を直ちに他の関係締約国に与えなければならない。

第三十八条 共同行動

1 締約国は、第三十六条に定める目的を助長するため、この協定の枠内で、又は適当な場合には他の態様で、共同して行動しなければならない。

2 特に、締約国団は、

(a) 適当な場合には、低開発締約国が特別の関心を有する一次商品の世界市場への進出のための改善された条件であつて受諾可能なものを設けるため、並びにこれらの商品についての世界市場の条件の安定及び改善を意図した措置（これらの商品の輸出のための価格を安定した、衡平な、かつ、採算のとれるものにする）を意図した措置を含む。）を講ずるための行動（国際取極による行動を含む。）をしなければならない。

(b) 貿易及び開発の政策の問題に関し、国際連合及びその諸機関（国際連合貿易開発会議の勧告に従つて設立される機関を含む。）と適切な協力を行なうように努めなければならない。

(c) 個々の低開発締約国の開発の計画及び政策を分析すること並びに潜在的な輸出能力の開発を促進し、及びそのようにして開発された産業の産品の輸出市場への進出を容易にするための具体的な措置を講ずるために貿易と援助との関係を検討することに協力しなければならない。

また、この点に関し、個々の低開発締約国の貿易と援助との関係の組織的研究であつて、潜在的な輸出能力、市場の見通し及びさらに必要となることのある行動を明確に分析することを目的とするものにおいて、各国政府及び国際機関（特に、経済開発のための資金上の援助に關して権限のある機関）と適切な協力を行なうように努めなければならない。

(d) 低開発締約国の貿易の成長率を特に考慮しつつ世界貿易の推移を絶えず検討し、かつ、締約国に対し、その状況において適当と認められる勧告を行なわなければならない。

(e) 各国の政策及び規則の国際的な調和及び調整により、生産、輸送及び市場取引に関する技術上及び商業上の基準の設定により、並びに貿易に関する情報の供給の増大及び市場調査の発達のための措置を通ずる輸出の促進によつて経済開発のために貿易を拡大することに協力しなければならない。

(f) 第三十六条に定める目的を助長し、かつ、この部の規定を実施するために必要な制度上の措置を講じなければならない。

B

附屬書I（一般協定前文、第二部及び第三部を改正する議定書B(i)の規定に従つて附屬書Hとなるもの）に次の注釈を加える。

第四部について

第四部において「先進締約国」及び「低開発締約国」とは、関税及び貿易に関する一般協定の締約国である先進国及び低開発国をいうものと了解するものとする。

第三十六条について

1 について

この条の規定は、第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書が効力を生じた場合における同議定書I Aの規定による改正後の第一条に定める目的に基づくものである。

4 について

「一次産品」には、農産物を含む。（第十六条B 5 について）

経済構造の多様化の計画には、一般に、一次産品の加工に関する活動の強化及び製造工業の開発であつて、個々の締約国の状況並びに種類の商品の生産及び消費に關する世界の事情を考慮した上で行なうものを含むものとする。

8 について

「相互主義を期待しない」という表現は、この条に定める目的に従い、過去における貿易の推移を考慮した場合に低開発締約国の開発上、資金上及び貿易上の必要に合致しない寄与を低開発締約国が貿易交渉において行なうことを期待すべきではないことを意味するものと了解される。

8の規定は、第二十八條A、第二十八條、第二十八條の二（第一部、第二十九條及び第三十條を改正する議定書I Aに規定する改正が効力を生じた後は、第二十九條）若しくは第三十三條の規定に従い、又はこの協定に基づくその他の手続に従つて措置が執られる場合に適用する。

第三十七條について

1 (a) について

1 (a)の規定は、第二十八條、第二十八條の二（第一部、第二十九條及び第三十條を改正する議定書I Aに規定する改正が効力を生じた後は、第二十九條）又は第三十三條の規定に基づく関税その他の制限的通商規程の軽減又は廃止のための交渉が行なわれる場合に適用し、また、締約国が行なうことができるこれらの軽減又は廃止のためのその他の措置に關連して適用する。

3 (b) について

3 (b)に規定する他の措置には、場合により、国内の経済構造の改革を促進し、特定の製品の消費を奨励し、又は貿易促進の措置を執るための方策を含むことができる。

2 この議定書は、一般協定の締約国間の書記局長に寄託されるものとする。この議定書は、一般協定の締約国及び一般協定に暫定的に加入した政府により署名その他によつて受諾されるため、千九百六十五年十二月三十一日まで開放しておく。ただし、この議定書を受諾することが出来る期間は、締約国間の決定により、いずれかの締約国又は前記の政府について前記の日をこえて延長することができる。

3 2の規定によるこの議定書を受諾は、1に定める改正の一般協定第三十条の規定による受諾を構成するものとみなされる。

4 1に定める改正は、この議定書が締約国である政府の三分の二により受諾された時に、一般協定第三十条の規定に従つて効力を生ずる。

5 1に定める改正は、一般協定に暫定的に加入した政府と締約国である政府との間において、また、一般協定に暫定的に加入した二の政府の間において、当該二政府がこの改正を受諾した時に効力を生ずる。ただし、この改正は、暫定的加入に関する文書が当該二政府の間において効力を生ずる前又はこの改正が4の規定に従つて効力を生ずる前には、当該二政府の間において効力を生じない。

6 締約国によるこの議定書を受諾は、その締約国が次の各文書の当事国となるための最終的措置をまだ執つていない場合には、当該受諾の際に書記局長に対して書面によつて別段の通告を行なわなければならない限り、次の各文書の当事国となるための最終的措置を構成する。

(i) 千九百五十五年三月十日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書

(ii) 千九百五十五年三月十日にジュネーヴで作成された一般協定前文、第二部及び第三部を

改正する議定書

(iii) 千九百五十五年六月十五日にジュネーヴで作成された一般協定のフランス語の本文の訂正に関する議定書

(iv) 千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書、一般協定前文、第二部及び第三部を改正する議定書及び一般協定の機構上の改正に関する議定書に関する訂正の調書

(v) 千九百五十五年十二月三日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第五議定書

(vi) 千九百五十七年四月十一日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第六議定書

(vii) 千九百五十七年十一月三十日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第七議定書

(viii) 千九百五十八年十二月三十一日にジュネーヴで作成された一般協定の第三表(ブラジルの議許表)の作成のための交渉に関する議定書

(ix) 千九百五十九年二月十八日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第八議定書

(X) 千九百五十九年八月十七日にジュネーヴで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に関する第九議定書

7 一般協定の締約国間の書記局長は、この議定書の証書本及びその各受諾についての通告書を送り、また一般協定の各締約国及び一般協定に暫定的に加入した各政府に送付するものとす

8 この議定書は、国際連合憲章第二百二条の規定に従つて登録される。

千九百六十五年二月八日にジュネーヴで、ひと

しく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、本書一通を作成した。

アルゼンティン共和国のために

オーストラリア連邦のために

オーストリア共和国のために

ベルギー王国のために

ブラジル合衆国のために

ビルマ連邦のために

カメルーン連邦共和国のために

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

セイロンのために

チャード共和国のために

コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために

キューバ共和国のために

サイプラス共和国のために

チェコスロヴァキア社会主義共和国のために

ダホメ共和国のために

デンマーク王国のために

ドミニカ共和国のために

フィンランド共和国のために

フランス共和国のために

ガボン共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

グアテマラ共和国のために

ギリシャ王国のために

ハイチ共和国のために

アイスランド共和国のために

インドのために

インドネシア共和国のために

イスラエル国のために

イタリア共和国のために

象牙海岸共和国のために

ジャマイカのために

日本国のために

ケニアのために

クウェイト国のために

ルクセンブルグ大公国のために

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号

関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に關する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求
めるの件 証券取引法の一部を改正する法律案

七八四

マダガスカル共和国のために
マラウイのために
マレーシアのために
マルタのために
モリタニア回教共和国のために
オランダ王国のために
ニュー・ジールランドのために
ニカラグア共和国のために
ニジュール共和国のために
ナイジェリア連邦共和国のために
ノールウェー王国のために
パキスタンのために
ペルー共和国のために
ポルトガル共和国のために
ローデシアのために
セネガル共和国のために
シエラ・レオネのために
南アフリカ共和国のために
スペイン国のために

スウェーデン王国のために
スイス連邦のために
タンザニア連合共和国のために
トーゴ共和国のために
トリニダッド・トバゴのために
テニジア共和国のために
トルコ共和国のために
ウガンダのために
アラブ連合共和国のために
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連
合王国のために
アメリカ合衆国のために
上ヴォルタ共和国のために
ウルグアイ東方共和国のために
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のた
めに
〔小柳牧衛君登壇、拍手〕
○小柳牧衛君 ただいま議題となりましたガット
の改正議定書につき、外務委員会における審議の
経過並びに結果を御報告申し上げます。

この議定書は、現行のガット協定が、低開発締
約国の特殊事情に対する十分の配慮を欠いていた
ことにかんがみ、先進国側が、低開発国産品の輸
入障害の軽減廃止につとめ、あるいは、その輸入
促進のための措置を検討することなどの諸規定
を、新たに追加するものであります。
委員会におきましては、低開発国貿易の現状と
見通し、わが国の一次産品輸入の実態と国内産業
との関連、本議定書と国連貿易開発会議の動向と
の關係などにつき、熱心な質疑が行なわれました
が、詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じ
ます。
五月十八日採決の結果、本件は全会一致をもつ
て承認すべきものと決定いたしました。
以上御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。
本件を問題に供します。本件を承認することに
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて
本件は承認することに決しました。

田信一君。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長西
田信一君。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
証券取引法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十年四月三十日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿
証券取引法の一部を改正する法律案
証券取引法の一部を改正する法律
証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一
部を次のように改正する。
目次中「証券業者」を「証券会社」に改める。
第二条第九項中「証券業者」を「証券会社」に、
「この法律により証券業を営むことができること
となつた」を「第二十八条の規定により大蔵大臣の
免許を受けた」に改める。
第十五条第二項及び第三項中「証券業者」を「証
券会社」に改める。
〔第三章 証券業者〕を「第三章 証券会社」に改
める。
第二十八条から第四十条までを次のように改め
る。

第二十八條 証券業は、大蔵大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。

前項の免許は、次に掲げる四種類とする。

- 一 有価証券の売買を行なう業務の免許
- 二 有価証券の売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次ぎ及び代理を行なう業務の免許
- 三 有価証券の引受け及び売出しを行なう業務の免許
- 四 有価証券の募集及び売出しの取扱いを行なう業務の免許

第二十九條 大蔵大臣は、前条第一項の免許に条件を附することができる。

前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要最少限度のものでなければならぬ。

第三十條 第二十八條第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 資本の額
- 三 取締役及び監査役の氏名
- 四 受けようとする免許の種類
- 五 本店その他の営業所の名称及び所在地

前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

第三十一條 大蔵大臣は、証券業の免許をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 免許申請者がその資力とする業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好

なものであること。

- 二 免許申請者が、その人的構成に照らして、その資力とする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

三 免許申請に係る証券業が、その営まれる地域における有価証券の取引の状況、証券会社及びその営業所の数その他その地域における経済の状況に照らして、必要かつ適当なものであること。

第三十二條 大蔵大臣は、免許申請者が次の各号の一に該当する場合においては、第二十八條第一項の免許をしてはならない。

- 一 資本の額が、免許の種類、業務の態様及び営業所の所在地に應じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 第三十五條第一項の規定により、その受けているすべての種類の免許を取り消され又は申請に係る免許と同一種類の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 取締役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第三十五條第二項において同じ。)又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある会社であるとき。

き。

- イ 破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ハ 証券会社が第三十五條第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日以内にその会社の取締役であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでのもの

ニ 第三十五條第二項の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

第三十三條 証券会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

- 一 商号を変更しようとするとき。
- 二 資本の額を変更しようとするとき。
- 三 業務の方法を変更しようとするとき。
- 四 支店その他の営業所を設置しようとするとき。
- 五 本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき。
- 六 支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

第三十四條 次に掲げる事項は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

- 一 証券会社の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け
- 二 証券業の廃止(二種類の以上の免許を受けている場合における一部の種類の免許に係る業務の廃止を含む。)

第三十五條 大蔵大臣は、証券会社が次の各号の一に該当する場合においては、当該証券会社の免許を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第三十二條第一号又は第二号に該当することとなつたとき。
- 二 法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分又は免許に附した条件に違反したとき。
- 三 業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資者の損害の拡大を防止するためやむを得ないと認められるとき。

大蔵大臣は、証券会社の取締役又は監査役が第三十二條第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第二号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

第三十六條 大蔵大臣は、第二十八條第一項の免許をすることが適当でないとき、又は前条の規定に基づく処分をしようとするときは、免許申請者又は処分を受けることとなる証券会社に通知して、当該職員をして、当該免許申請者又は証券会社につき審問を行なわせなければならない。

大蔵大臣は、第二十八條第一項の免許若しくは第三十三條若しくは第三十四條の認可を若しくはしないこととしたとき、第二十九條第一項の規定により条件を附することとしたとき、又は前条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面をもつて、その旨を免許申請者

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号 証券取引法の一部を改正する法律案

七八六

又は証券会社に通知しなければならない。この場合においては、当該免許又は認可をすることとしたときを除き、その理由を附記しなければならない。

第三十七条 証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三 第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四 営業を休止し、又は再開したとき。

五 支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

第三十八条 証券会社が解散し又はすべての証券業務を廃止した場合においては、当該証券会社であつた者は、当該証券会社が行なつた有価証券の売買その他の取引を結了しなければならない。この場合において、当該証券会社であつた者は、その売買その他の取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを証券会社とみなす。

前項の規定は、証券会社が二種類以上の免許を受けている場合において、その一部の種類の免許に係る業務を廃止したときに、これを準用する。

第三十九条及び第四十条 削除

第四十一条を削り、第四十一条の二中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

第四十二条 証券会社の常務に従事する取締役は、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

第四十三条 証券会社は、証券業以外の業務を営むことができない。ただし、有価証券に関する業務で、当該証券会社が証券業を営む上において公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第四十四条を削り、第四十三条の二中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十五条から第四十九条までの規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引に関連し、株式その他の価格の変動する有価証券について、価格が騰貴し又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為

二 有価証券の売買その他の取引につき、顧客に対して当該有価証券について生じた損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘する行為

三 前二号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして大蔵省令で定める行為

第五十一条から第五十三条までの規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 大蔵大臣は、証券会社の業務又は財産の状況が次の各号の一に該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更、三箇月以内の期間を定めてする業務の全部又は一部の停止、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができ

一 負債の合計金額の純財産額に対する比率が大蔵省令で定める率をこえた場合又はこえるおそれがある場合

二 金銭若しくは有価証券の借入れ、受託若しくは貸付け又は有価証券その他の資産の保有の状況が大蔵省令で定める健全性の準則に反した場合又は反するおそれがある場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため業務又は財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として大蔵省令で定める場合

前項第一号に規定する負債の合計金額及び純財産額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

第三十六条の規定は、第一項の規定による処分をする場合に、これを準用する。

第五十五条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十五条の二を削り、第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

第五十六条 証券会社は、有価証券の売買による利益の額が有価証券の売買による損失の額をこえるときは、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を売買損失準備金として積み立てなければならない。

前項の準備金は、有価証券の売買による損失の額が有価証券の売買による利益の額をこえる場合においてその差額の補てんに充てるときは、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十七条 証券会社は、資本の額に達するまでは、毎決算期において金銭による利益の配当額の五分の一以上を利益準備金として積み立てなければならない。

第五十七条の次に次の一条を加える。

第五十七条の二 証券会社は、有価証券の売買その他の取引の数量に応じ、証券取引責任準備金を積み立てなければならない。

前項の準備金は、有価証券の売買その他の取引に関して生じた事故による損失の補てんに充てるときは、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第一項の規定による準備金の積立てに関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五十九条及び第六十条を次のように改める。

第五十九条及び第六十条 削除

第六十一条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第六十二条から第六十四条までを次のように改める。

第六十二条 証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所での証券会社のために第二十条第八項各号の一に該当する行為、第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為又は有価証券の売買若しくは有価証券市場における

売買取引の委託の勧誘を行なう者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他大蔵省令で定める事項につき、大蔵省に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外に外務員の職務を行なわせてはならない。

第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出し、かつ、政令で定めるところにより登録手数料を納めなければならない。

一 登録申請者の商号及びその代表者の氏名
二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び住所
ロ 所属する営業所の名称
ハ 役員又は使用人の別

ニ 外務員の職務を行なつたことの有無並びに外務員の職務を行なつたことのある者については、その所属していた証券会社及び営業所の商号及び名称並びにその行なつた期間

前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、戸籍抄本その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

大蔵大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くは、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第六十三条 大蔵大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十二条第四号イからニまでに掲げる者
二 第六十四条の三第一項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者
三 登録申請者以外に証券会社に所属する外務員として登録されている者

第三十六条の規定は、前項の規定により登録を拒否する場合に、これを準用する。

第六十四条 外務員は、その所属する証券会社に代わつて、その有価証券の売買その他の取引に関し、一切の裁判外の行為を行なう権限を有するものとみなす。

前項の規定は、相手方が悪意であつた場合においては、適用しない。

第六十四条の次に次の四条を加える。
第六十四条の二 証券会社は、第六十二条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第六十二条第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき。
二 第三十二条第四号イ又はロの規定に該当することとなつたとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行なわないこととなつたとき。

第六十四条の三 大蔵大臣は、登録を受けている

外務員が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができると。

一 第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の當時第六十三条第一項各号の一に該当していたことが発見されたとき。
二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

第三十六条の規定は、前項の規定による処分をする場合に、これを準用する。

第六十四条の四 大蔵大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一 前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。
二 外務員の所属する証券会社が解散し又はすべての証券業を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行なわないこととなつた事実が確認されたととき。

第六十四条の五 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第六十七条第一項中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第六十九条第一項第二号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいずれか」に改め、同条第二項を次のように改める。

では、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第七十一条第三号及び第八十一条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第八十三条第一項第三号中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条第二項第二号中「第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により登録」を「第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第三号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいずれか」に改める。

第九十条中「証券業者」を「証券会社」に改める。
第九十一条を次のように改める。

第九十一条 削除
第一百条第四項及び第二百二条第二項中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいずれか」に改める。

第二百二十八条第一項中「本店若しくは支店その他の営業所又は代理店」を「本店及び支店その他の営業所」に改め、同条第二項中「又は代理店」を削る。

第二百五十六条の四第二項第三号中「第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録」を「第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第四号イ中「第三十一条第一項第九号イからホ」を「第三十二条第四号イからニ」に改める。

第百五十六条の九、第百五十七条、第百六十三条、第百八十四条第一項及び第百九十一条の二中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第百九十七條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第二十八條第一項の規定による免許を受けないで証券業を営んだ者(同条第二項に掲げる種類別に受けた免許に係る業務以外の証券業を営んだ者を含む。)

第百九十八條第三号及び第四号を削る。

第百九十九條中「その行為をした」の下に「証券会社」を加え、同条中第一号を第一号の六とし、同号の前に次の五号を加える。

一 第二十九條第一項の規定により附した条件に違反したとき

一の二 第三十三條の規定に違反したとき

一の三 第三十五條第一項の規定による業務の停止の処分違反したとき

一の四 第四十三條ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五 第六十二條第二項の規定に違反して外務員の職務を行なつたとき

第二百条第三号中「第二十八條」を「第三十條、第六十二條」に改め、同条第三号の二を削り、同条第三号の三中「第四十三條の二」を「第四十四條」に改め、同号を同条第三号の二とし、同条第七号中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第二百五条第一号中「第三十條第四項(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第四十一条の二第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第二百五条第五号中「第五十四條第一項」を削り、同条第六号を次のように改める。

六 第四十二條の規定に違反した者

第二百五条第八号中「又は第五十五條の二」を削り、同条第九号から第十二号までを次のように改

める。

九 第六十四條の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで 削除

第二百八条中「証券業者若しくは代理店主(これらの者が会社であるときは、役員若しくは支配人)」を「証券会社」に改め、同条第二号中「第三十

条第三項、第五十六條第一項乃至第三項、第六十二條、」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 第五十四條第一項の規定による命令に違反したとき

第二百八条第三号の次に次の一号を加える。
三の二 第五十六條、第五十七條又は第五十七條の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の証券取引法(以下「旧法」という。)の規定により証券業者の登録を受けている者で、引き続き証券業を営んでいるもの(改正後の証券取引法(以下「新法」という。))第二十八條第一項に規定する免許を受けた者を除く。以下「証券業者」という。)については、昭和四十三年三月三十一日までは、旧法(第五十五條の二及び第五十六條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

3 証券業者並びにその役員及び使用人については、新法第四十二條、第五十條、第五十四條、第五十六條から第五十七條の二まで及び第六十二條から第六十四條の四までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、これらの者をそれぞれ証券会社並びにその役員及び使用人とみなして、適用する。

4 この法律の施行の際現に証券業者の常務に従事する取締役で他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるものが、この法律の施行の日から一月以内に大蔵大臣にその旨の届出をした場合においては、当該取締役は、引き続き当該届出のあつた他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるときに限り、前項の規定により適用されることとなる新法第四十二條の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までは、同条の承認を受けたものとみなす。

5 証券業者が旧法第五十六條第一項の規定による有価証券外務員の届出をしていない場合において、当該届出に係る使用人が、この法律の施行後引き続きその証券業者のために新法第六十二條第一項に定める外務員の職務を行なうときは、当該証券業者については、第三項の規定により適用されることとなる同条第一項の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までは、当該使用人については、なお従前の例による。

6 証券業者が昭和四十三年四月一日以後引き続き証券業を営もうとするときは、昭和四十二年九月一日から同月三十日まで新法第三十條の規定による免許申請の手續をするものとする。

7 証券業者が昭和四十三年三月三十一日以前において廃業、登録の取消しその他の理由により証券業の全部又は一部を営まないこととなつた場合において、同日までに、当該営まないこととなつた証券業に係る有価証券の売買その他の取引を結了していないときは、旧法第六十四條第一項その他の規定は、同日後もなおその効力を有する。

8 旧法第三十九條、第四十條第三項、第五十七條第一項若しくは第五十九條の規定により登録(支店その他の営業所若しくは代理店の登録を除く。)を取り消され若しくは解任を命ぜられ、又は旧法の規定により罰金以上の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法第三十五條第一項若しくは第二項の規定により証券会社の受けているすべての種類の免許を取り消され若しくは解任を命ぜられ又は新法の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

9 この法律の施行前(証券業者については、第二項の規定により旧法がなお効力を有する期間の経過前)にした行為及び第五項の規定により従前の例によることとされる証券業者の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十條第五十号及び第五十一号を次のように改める。

五十 証券会社及び証券投資信託の委託会社を免許し、これらを監督すること。

五十一 証券業協会を登録し、これを監督すること。

第十條の二第三号を次のように改める。

三 証券会社を免許し、これを監督すること。

第十條の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二 証券業協会及び証券業協会連合会を登録し、これらを監督すること。

11 前項の規定による改正後の大蔵省設置法第四

条第五十号又は第十号の二第三号に規定する大蔵省の権限又は証券局の事務には、昭和四十三年三月三十一日までは、証券業者を登録し、これを監督することを含むものとする。

12 証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号中「証券取引法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録を、証券取引法第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第四号ハ中「証券業者が同法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録を、証券会社が同法第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同号ニ中「第五十九条を」第三十五条第二項に改める。

第三十四条第一号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

13 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

「証券業者」を「証券会社」に改める。
第十九条中「登録」を「受けているすべての種類の免許」に改める。

14 次に掲げる法律の規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

- 一 国民貯蓄債券法（昭和二十七年法律第六百六十四号）第六條第二項
- 二 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第五十三條第二項第二号及び第三項
- 三 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第二号

15 昭和四十三年三月三十一日までは、前二項の規定による改正後の法律の規定の適用については、証券業者は、証券会社とみなす。

〔西田信一君登壇、拍手〕

○西田信一君 ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案の、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、証券業の公共性及び有価証券取引の実情にかんがみ、証券業者の社会的地位の向上と投資者保護等に資するため、証券業を免許制とし、免許は業務別に与えることとするともに、その審査基準を定め、免許制への移行に伴い必要となる監督規定等を整備するほか、外務員を登録制とし、有価証券売買等の取引に関する責任関係を明確にする等、所要の改正を行なうものであるものと見られます。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取するなど、慎重審査を行なったのでありますが、その間の質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、鈴木市蔵委員より、本案に反対する意見が述べられ、自由民主党を代表し日高委員より、本案に賛成であるが、本法の施行にあたって、中小証券会社等にいたずらに混乱を生じないよう配慮すべきであり、また、資本市場育成のため証券取引所のあり方等について検討すべきである旨の、各派共同提案にかかる附帯決議案が提出されました。次いで日本社会党を代表して成瀬委員より、公明党を代表して中尾委員より、また民主社会党を代表して田畑委員より、それぞれ本案及び附帯決議案に賛成する意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、日高委員提出の附帯決議案は、全会一致をもって委員会の附帯決議とすることに決しました。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 日程第三、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案（商工委員長提出）を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。商工委員長豊田雅孝君。

日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十年五月十八日

提出者

商工委員長 豊田 雅孝
参議院議長 重宗 雄三殿

日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律

（日本貿易振興会法の一部改正）

第一条 日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「国債」の下に「その他通商産業大臣の指定する有価証券」を加える。

第三十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

（アジア経済研究所法の一部改正）

第二条 アジア経済研究所法（昭和三十五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「又は信託会社」を「信託会社」に、「金銭信託にするほか」を「金銭信託又は国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有の方法によるほか」に改める。

第三十八条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十条の規定による指定をしようとするとき。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 ただいま議題となりました日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部改正法律案につき、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、特殊法人が業務上の余裕金を持つ場合、その運用方法についてはそれぞれの法律で規制しております。商工委員会におきましては、この点を慎重に調査検討してまいりました。

が、中小企業金融の現状にかんがみまして、その資金源の充実に資するためにも、この際、二法を改正して、商工債券等も保有できるようにすることが適当であると認め、全会一致をもって本改正案

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号

日本貿易振興会社及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案 医療金融公庫法の一部を改正する法律案外二件

七九〇

を提出することに決定した次第であります。

法案の内容は、二法の余裕金運用の規定を改正し、二法人は通商産業大臣の指定する有価証券を保有することとすることとし、通商産業大臣がこの指定をしようとするときは、大蔵大臣と協議することを要することとしたのであります。

以上が提案理由及びその内容であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、医療金融公庫法の一部を改正する法律案、

日程第五、国民年金法等の一部を改正する法律案、

日程第六、原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。社会労働委員長小柳勇君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

医療金融公庫法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月二十五日

参議院議長 重宗 雄三殿 中

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)

の一部を次のように改正する。

第三条中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第八条中「三人」を「四人」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(代理人の選任)

第十四条の二 総裁は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国民年金法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年五月十四日

参議院議長 重宗 雄三殿 中

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「一万三千二百円」を「一万五千六百円」に改める。

第五十八条中「二万一千六百円」を「二万四千円」に改める。

第六十二条中「一万五千六百円」を「一万八千円」に改める。

第六十五条第五項中「八万円」を「十萬二千五百円」に改め、同条第六項中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

第六十六条第二項中「四十万円」を「四十三万円」に、「控除額」と同法第十二条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。

第六十七条第二項第一号中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

第七十七条第一項中

一五、六〇〇円

に改め、同条第二項中「保険料納付済期間が十四年未満」を「保険料納付済期間が十六年未満」に、

一三、二〇〇円

一四、四〇〇円

一五、〇〇〇円

に改め、同条第三項中「第二十七条」を「第二十七条第一項及び第二項」に改める。

第七十九条の二第三項中「一万三千二百円」を「一万五千六百円」に改める。

附則第九条の三「二万五千六百円」を「一万八千円」に改める。

別表一級の項第十号中「(精神病質、神経症及び精神薄弱によるものを除く。以下この表において同じ。)」を削る。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「別表第一号から第八号まで」の下に「又は第十号」を加え、同項第二号中「以下第四号を」次号に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第五条中「千円」を「千二百円」に、「千七百円」を「千九百円」に改める。

第九条中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

第十一条中「四十万円」を「四十三万円」に、「控

一〇年以上一五年未満 一四、四〇〇円
一五年以上一六年未満 一五、〇〇〇円
一六年以上一七年未満 一五、六〇〇円

一〇年以上一七年未満
一三、二〇〇円

一三、二〇〇円
一四年以上一五年未満
一五年以上一六年未満

第三号第一項第一号中「別表第一号から第八号まで」の下に「又は第十号」を加え、同項第二号中「以下第四号を」次号に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第五条中「千円」を「千二百円」に、「千七百円」を「千九百円」に改める。

第九条中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

第十一条中「四十万円」を「四十三万円」に、「控

除額と同法第十一条の十第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額を「控除額に相当する額」に改める。

第十三条第二項第一号中「二十万円」を「二十万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

(重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正)

第三条 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「千円」を「千二百円」に改める。

第七条中「二十万円」を「二十二万円」に改め、「重度精神薄弱児又は」及び「重度精神薄弱児を除く。」を削り、「三万円」を「四万円」に改める。

第九条中「四十万円」を「四十三万円」に、「控除額と同法第十一条の十第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額を」控除額に相当する額に改める。

第十一条第二項第一号中「二十万円」を「二十万円」に改め、「重度精神薄弱児又は」を削り、「三万円」を「四万円」に改める。

附則第六項を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法別表の改正規定及び第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四十年八月一日から、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。

(障害年金の支給要件に関する経過措置)

第二条 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した

日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合

において、国民年金法第三十条第一項第一号の要件に該当し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日が昭和四十年八月一日前であり、かつ、同日において前後の廃疾を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める程度の廃疾の状態を除く。以下同じ。)にあるときは、同法第三十条第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

2 昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえた者)については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ昭和三十六年四月一日と読み替えるものとする。

(母子年金及び準母子年金の額の改定)

第三条 昭和四十年八月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあるもの(その母子年金又は準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の數に應じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。(母子年金及び準母子年金の支給要件に関する

経過措置)

第四条 夫(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の死亡日の前日において国民年金法第三十七条第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて前条に規定する妻以外のものが、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、同法第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

第五條 国民年金法第四十二条第一号の要件に該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子が、昭和四十年八月一日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日の前日において国民年金法第四十一条の二第二項第一号の要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当時

その死亡者によつて生計を維持した女子(前条に規定する祖母又は姉を除く。)が、昭和四十年八月一日において同法第四十一条の二第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上である者に限る。)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしてゐるとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。)

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

第五條 国民年金法第四十二条第一号の要件に該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子が、昭和四十年八月一日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 現に婚姻をしてゐるか又は養子となつてゐるとき(父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号

医療金融公庫法の一部を改正する法律案外二件

七九二

でなくなつてゐるとき。

三 現に母又は父と生計を同じくしてゐるとき。

2 前項の場合において、同項の子以外の子で、昭和四十年八月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四条第一項に規定する額に改定する。

3 第一項の遺児年金については、同項の子は、当該父又は母の死亡につき昭和四十年八月一日前に国民年金法第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

4 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

(障害福祉年金等の額の改定)

第六条 昭和四十年九月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条(同法第六十四条の四において準用する場合を含む。)又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十年八月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖

母若しくは姉が、国民年金法第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟姉であつて、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。以下同じ。)にあるもの(その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟姉の數に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

(年金額に関する経過措置)

第七条 昭和四十年八月以前月の母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

(障害福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第八条 明治二十八年八月三日から昭和二十年八月一日までの間に生まれた者(昭和四十年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者)が、廃疾認定日が昭和四十年八月一日前である傷病(初診日において国民年金法第七十九条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。)により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、同法第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日)以後である二以上の傷病により廃

疾の状態にある者であつて、これらの傷病による廃疾を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日(同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日)前である傷病による廃疾と初診日が同日以後である傷病による廃疾とを併合して同項に規定する廃疾の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病に係る廃疾が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、その傷病の初診日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 被保険者であつた者については、初診日の前日において国民年金法第五十六条第一項第二号に該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、初診日の前日において国民年金法第七十九条の二第二項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

(母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置)

第九条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻(附則第六條第二項に規定する妻を除く。)であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの(昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の国民年金法別表に定める一級に該当する程度の廃疾

の状態にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの(夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、同法第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしてゐるとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしてゐるか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子(附則第六條第二項に規定する祖母又は姉を除く。)であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの(昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者)が、昭和四十年八月一日において国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 女子が、現に婚姻をしてゐるとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死

亡後に養子となつた場合に限る。)

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)

3 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者)については、この限りでない。

一 被保険者であつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第六十一条第一項第二号又は第六十四条の三第一項第二号にそれぞれ該当しなかつたこと。

二 被保険者でなかつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

(障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置)
第十条 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第五項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金についての受給権者が同法第六十五条第五項に規定する給付を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

2 国民年金法第六十五条第六項及び第六十七条第二項(同法第七十九条の二第六項においてこれら

これらの規定を準用する場合を含む。)の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和四十年九月以降の月分のこれらの福祉年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六条第二項(同法第三項の規定を適用する場合を含む。)及び第六十七条第二項(同法第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十八年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の国民年金法附則第九条の三の規定は、昭和四十年九月以降の月分の母子年金及び準母子年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることによる支給の停止については、なお従前の例による。

(児童扶養手当の額に関する経過措置)

第十一条 この法律による改正後の児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十年九月以降の月分の児童扶養手当(以下この条及び次条において「手当」という。)について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

(児童扶養手当の支給の制限等に関する経過措置)

第十二条 児童扶養手当法第九条の規定による手当の支給の制限及び同法第十三条第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の同法第三条第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の児童扶養手当法第九条、第十一条(同法第十二条の規定を適用する場合及び同法第十三条第二項第三号において例による場合を含む。)及び同法第十三条第二項の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十八年以前の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

(置)

第十三条 この法律による改正後の重度精神薄弱児扶養手当法(以下「手当法」という。)第五条の規定は、昭和四十年九月以降の月分の重度精神薄弱児扶養手当(以下「手当」という。)について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

(重度精神薄弱児扶養手当の支給の制限等に関する経過措置)

第十四条 手当法第七条の規定による手当の支給の制限及び同法第十一条第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の児童扶養手当法第三条第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の手当法第七条、第九条(同法第十条の規定を適用する場合及び同法第十一条第二項第三号において例による場合を含む。)及び同法第十一条第二項の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十八年以前の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

(重度精神薄弱児扶養手当の支給に関する特例)
第十五条 手当法に規定する重度精神薄弱児が、昭和四十年八月一日において、附則第三条、附則第四条、附則第六条第二項又は附則第九条の規定により、新たに国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金(以下「母子年金等」という。)の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつた場合において、次項第一号イの額が同号ロの額をこえるときは、当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者が引き続き当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する間、その者に対する同年九月以降の月分の手当の支給については、当該重度精神薄弱児は、手当法第四条第三項第五号に該当しないものとみなし、当該母子年金等のうち母子年金又は準母子年金は、同条第四項第三号に規定する公的年金給付でないものとみなす。ただし、当該母子年金等の支給が引き続き行なわれる間に限る。

2 前項の規定の適用により重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者に支給する手当の額は、手当法第五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額とする。

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号

医療金融公庫法の一部を改正する法律案外二件

一 イの額からロの額を控除した額

イ この法律による国民年金法及び手当法の改正がないものとした場合において、昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と同月分として支払われることとなる当該手当の額との合算額

ロ 昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と重度精神薄弱児となる当該母子年金等の額と重度精神薄弱児(当該重度精神薄弱児を除く)の額に応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た同月分の手当の額とを合算した額

二 重度精神薄弱児(当該重度精神薄弱児を除く)の額に応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た昭和四十年九月分の手当の額

3 前項第一号に規定する額の計算の基礎となる者が減少したときは、その減少した日の属する月の翌月から、同項の規定による手当の額を、昭和四十年八月三十一日においてその減少があつたものとみなして同項の規定の例により計算した額に改定する。

4 第二項第一号に規定する額の計算の基礎となる者が減少した場合において、昭和四十年八月三十一日においてその減少があつたものとみなして同項第一号イの例により計算した額が同号ロの例により計算した額に等しいか、又は満たなくなつたときは、その減少した日の属する月の翌月以降の月分の手当については、第一項の規定を適用しない。

5 第二項の規定による額の手当の支給を受ける者について、手当の額の計算の基礎となる重度精神薄弱児が生じたときは、その生じた日の属する月の翌月から、その手当の額を、その重度精神薄弱児を同項第二号に規定する額の計算の基礎に加えて同項の規定の例により計算した額に改定する。

6 前項に規定する重度精神薄弱児が手当の額の計算の基礎とならなくなつたときは、その計算の基礎とならなくなつた日の属する月の翌月から、前項の規定による手当の額を、その重度精神薄弱児を第二項第二号に規定する額の計算の基礎に入れないで同項の規定の例により計算した額に改定する。

(国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)
第十六条 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第六十四条」を「第六十条の三」に改める。
附則第九条第五項及び附則第十条第四項を削る。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の八中「月額二千元を限度として、」を削る。

附 則

公布の日
この法律は、昭和四十年四月一日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

〔小柳勇君登壇、拍手〕

○小柳勇君 たいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果について報告をいたします。

まず、医療金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の内容は、最近における公庫の業務量の増加に対応して、新たに同公庫に従たる事務所を設置することができるとするとともに、従たる事務所の業務に関して一切の権限を有する代理人を選任できること、及び、同公庫の理事の定員を一名増加することでありました。

委員会においては、神田厚生大臣及び政府委員に対し、同公庫の資金構成や貸し付け状況、年金福祉事業団との貸し付け条件の不均衡は正、貸し付け事務の効率化、医療機関の適正配置に対する配慮、助産所に対する融資の拡大等の諸問題について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会

議録によつて御承知を願います。

質疑を終わし、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の内容は、国民年金、児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当につきまして、各種福祉年金の額及び手当の額を引き上げ、また、その支給制限を緩和するとともに、障害年金の対象範囲を精神薄弱者にまで拡大することにより、これらの制度の改善をはかるものであります。

委員会においては、神田厚生大臣及び政府委員に対し、明年行なわれる国民年金改正案の構想、各種福祉年金の所得制限の緩和、福祉年金と他の公的年金との併給限度額の不均衡は正、児童手当制度の構想、重度精神薄弱児等の根本対策、及び、母子保健総合対策等の諸問題について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わし、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきまして、全会一致をもつて、「政府は、国民年金について所得保障の実をあげるよう大幅の改善をはかるべきこと」等の附帯決議を行ないました。

次に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の内容は、原子爆弾被爆者に支給されております医療手当の額を、月額二千元から三千

円に増額することとし、従来支給限度額が法律で定められているのを改め、その額を政令で定めることとするものであります。なお、衆議院において、施行期日について修正が行なわれております。

委員会においては、神田厚生大臣及び政府委員に対し、原爆被害者援護強化に関する国会の決議との関連、被害者に対する援護措置の強化、被害者の健康管理等の諸問題について、熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わる、討論、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会においては、全会一致をもって、「政府は、第四十六通常国会における被害者援護強化の決議に沿って、今後一そう改善に努力すべきこと」等を要望する附帯決議を行ないました。以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、医療金融公庫法の一部を改正する法律案及び国民年金法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

昭和四十年五月二十四日 参議院会議録第二十号

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長柴田栄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。昭和四十年四月二十七日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案
経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中「五局」を「六局」に、「調整局」を「調整生活局」に改める。

第七條中第六号から第七号の二までを削り、第八号を第六号とし、同条第九号中「総合調整に関する」との下に「(他局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

に次の一条を加える。

(国民生活局の事務)

第七條の二 国民生活局においては、左の事務をつかさどる。

一 国民の合理的な生活水準及び生活構造の策定並びに国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

二 一般消費者の保護に関する基本的な経済政策及び計画の総合調整に関すること。

三 生活環境の整備その他国民の日常生活の改善に関する基本的な経済政策及び計画の総合調整に関すること。

四 物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。

五 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画であつて、国民生活の安定及び向上並びに物価に関するものの実施に関する総合調整に関すること。

六 国民生活研究所に関すること。

第十二條第一項中「三人」を「二人」に改める。

第十四條第一項の表中国民生活向上対策審議会の項を次のように改め、国民経済計算審議会の項を削る。

国民生活 審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に依り、国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画等に関する重要事項を調査審議し、並びにこれら事項につき内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べること。
-------------	---

第十五條中「五百八十人」を「五百九十一人」に改める。
附則第三項を削る。

附則

公布の日

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第十五條の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

2 経済企画庁の定員は、改正後の第十五條の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、五百九十二人とする。

〔柴田栄君登壇、拍手〕

○柴田栄君 ただいま議題となりました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院において、施行期日について所要の修正が加えられ、本院に送付されたものでありまして、その改正点は、第一に、国民生活の安定及び向上に関する総合的な施策を推進するため、経済企画庁に新たに国民生活局を設置するとともに、国民生活向上対策審議会を国民生活審議会に改組すること。第二に、経済企画庁の職員定数を十一人増加することでありました。

本委員会における審査の詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わる、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号

九州横断自動車道建設法案 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

七九六

て、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第八、九州横断自動車道建設法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長中村順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

九州横断自動車道建設法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十年五月十三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

九州横断自動車道建設法案

(目的)

第一条 この法律は、国土開発縦貫自動車道たる九州自動車道と相まつて、九州地方の総合的な開発をさらに強力に推進し、あわせて域外との産業経済等の関係を一層緊密にするため、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成するものとして、緊急に、九州を横断する自動車の高速度交通の用に供する幹線たる自動車道を建設し、もつて産業基盤の強化に資するとともに国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(予定路線)

第二条 前条に規定する自動車道(以下「九州横断自動車道」という。)の予定路線は、別に法律で定める。

2 政府は、すみやかに、前項の規定により法律で定めるべき予定路線に関する法律案を、起点

を長崎市、終点を大分市とし、主たる経過地を佐賀市附近、鳥栖市・久留米市附近(両市の区域を一体とした地域附近をいう。)、及び日田市附近とする路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき九州横断自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会(以下「審議会」という。)の議を経て、決定しなければならない。

(基本計画)
第三条 内閣総理大臣は、九州横断自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を立案し、審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

(基礎調査)
第四条 政府は、九州横断自動車道の予定路線について、第二条第一項の法律の施行後、すみやかに基本計画の立案のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

九号)の二を次のように改正する。
第二条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。
6 この法律において「九州横断自動車道」とは、九州横断自動車道建設法(昭和四十年法

律第 号)第二条第一項に規定する九州横断自動車道をいう。

第三条第一項中「及び東海北陸自動車道を」と東海北陸自動車道及び九州横断自動車道に改める。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 九州横断自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第四条第二項及び第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五条第一項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第二項中「東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」の下に、「九州横断自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画」を加え、同条第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表の国土開発縦貫自動車道建設審議会の項中「及び東海北陸自動車道建設法(昭和三十九年法律第三十一号)」を、「東海北陸自動車道建設法(昭和三十九年法律第三十一号)及び九州横断自動車道建設法(昭和四十年法律第 号)」に改める。

〔中村順造君登壇、拍手〕
○中村順造君 ただいま議題となりました九州横断自動車道建設法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、九州地方の総合的な開発を強力に推進するため、九州を横断する高速自動車道を建設しようとするものであります。本自動車道の予定路線は、別に法律で定めるものとしておりませんが、その路線の基準は、起点を長崎市、終点を大分市とし、主たる経過地を、佐賀市附近、鳥栖・久留米市附近及び日田市付近とするものであります。

本委員会における質疑の内容は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を議題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第九、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長山下春江君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十七日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

正する。

目次中「福祉施設を」福祉事業に改める。

第八条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

第十九条第一項第二号中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇 未満
第二級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第三級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第四級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第五級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第六級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第七級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第八級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第九級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第十級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第十一級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第十二級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第十三級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第十四級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第十五級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第十六級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満

第十七級	五、二〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第十八級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第十九級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第二十級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第二十一級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第二十二級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第二十三級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第二十四級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第二十五級	八四、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上 八六、〇〇〇円未満
第二十六級	八八、〇〇〇円	八六、〇〇〇円以上 九〇、〇〇〇円未満
第二十七級	九二、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円以上 九四、〇〇〇円未満
第二十八級	九六、〇〇〇円	九四、〇〇〇円以上 九八、〇〇〇円未満
第二十九級	一〇〇、〇〇〇円	九八、〇〇〇円以上 一〇三、〇〇〇円未満
第三十級	一〇五、〇〇〇円	一〇三、〇〇〇円以上 一〇八、〇〇〇円未満
第三十一級	一一〇、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円以上

第二十三条第一項中「五年間」を「三年間」に、「六十分の一」を「三十六分の一」に改め、同条第三項中「五年」を「三年」に改める。

第二十五条の表第七十六条第二項の項及び第八十八条第二項の項中

準給与の年額

俸給年額	平均標準
百分の七十	

準給与の年額
百分の六十
を「俸給年額 平均標準給与の

年額」に改め、同表中第七十八条第二項の項を削る。

第五章第三節を次のように改める。

第三節 福祉事業

(福祉事業)

第二十六条 組合は、第十八条第三号に掲げる事業として、次の各号に掲げる福利及び厚生に関する事業を行なう。

- 一 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 三 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- 四 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- 五 組合員の需要する生活必需品の供給
- 六 その他組合員の福祉の増進に資する事業

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年五月十八日

農林水産委員長 仲原 善一
参議院議長 重宗 雄三殿

附則中「同年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)都道府県開拓融資保証協会の会員資格者に、開拓者を構成員を含む農業協同組合、開拓者を主たる構成員として共同利用事業を行なう農事組合法人及び市町村を加え、(二)都道府県開拓融資保証協会の業務対象に、協会の会員たる農業協同組合または農事組合法人の組合員である開拓者個人の債務及び会員たる農事組合法人の債務に対する保証業務を加え、(三)本法が対象とする金融機関に、信用事業を行なう農業協同組合及び同連合会を加え、(四)政府は中央開拓融資保証協会に追加出資できる規定を設ける等の改正を行なうとするものであつて、開拓者の経営資金等の円滑な融通に資するため、妥当な措置と認める。

なお、施行期日について修正を加え、別紙のような附帯決議を行なつた。

二、費用

本法の施行に当り、国が中央開拓融資保証協会に追加出資する経費として、昭和四十年年度一般会計予算に三千万円が計上されている。

附帯決議

政府は開拓事業の推進のため、開拓者農振興審議会の答申を尊重して、抜本的対策を確立すると共に、特に左記事項の措置をはかるべきである。

一、農業の構造を改善し、その経営を合理化し、農業の生産性の向上と農業所得の増大をはかるためには、生産基盤の拡大がその根幹である。従つて、政府は未開発地の開発に積極的にとりくむこと。

二、開拓融資保証制度の運用にあつては、利用の拡大と融資の円滑化をはかるため、政府出資金の増大につとめるとともに、金利の引き下げについて善処すること。

三、現在、実施している開拓者農振興対策については、営農振興資金の確保につとめ、開拓者の旧債については、債務の減免及び棚上げ等その対策の完べきを期すると共に、開拓農業協同組合の負債、財務等の実態をすみやかに調査し、その実情に即するよう必要な措置をとること。

四、離農希望の開拓農家については、職業訓練、職業紹介等について、その万全を期し又離農奨励金を増額する等離農者の生活安定を確保することを前提として、離農の円滑を期すること。

右決議する。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月三十一日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律

開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「会員」を「会員等」に改める。

第二条第一項中「開拓者を主たる構成員とする農業協同組合(北海道にあつては、開拓者を構成員の全部又は一部とする農業協同組合)であつて政令で定めるところにより都道府県知事が指定したもの」を「開拓者を構成員の全部又は一部とする農業協同組合」に、「主たる構成員とするものをいふ」を「主たる構成員とするものをいふ」、「開拓農事組合法人」とは、開拓者を主たる構成員とする農事組合法人であつて農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第七十二条の八第一項第一号の事業を行なうものをいふ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「農林中央金庫及び」を「農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条に次の一項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、中央保証協会に對し、追加して出資をすることができ。

第十条第一号中「会員が」を「会員(ハに掲げる資金については、会員である開拓農業協同組合又は開拓農事組合法人の組合員が」に改め、同号イからハまでを次のように改め、同号ニを削る。

イ 会員である開拓農業協同組合又は開拓農事組合法人がその組合員である開拓者の農業経営の改善のために行なう事業に必要な資金

ロ 会員である都道府県開拓農業協同組合連合会がその連合会を直接又は間接に構成する開拓農業協同組合の組合員である開拓者の農業経営の改善のために行なう事業に必要な資金

ハ 会員である開拓農業協同組合又は開拓農事組合法人の組合員である開拓者がその農業経営のために必要とする資金

第十七条第一項中「都道府県開拓農業協同組合連合会」の下に「又は金融機関」を加え、同条第二項中「又は全国開拓農業協同組合連合会」を「、全国開拓農業協同組合連合会又は金融機関である農業協同組合若しくは農業協同組合連合会」に改め、「(昭和二十二年法律第三十二号)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正二十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第十八条第一項中「左に掲げる者」の下に「及び地方保証協会の区域の一部をその区域とする市町村」を加え、同項に次の一号を加える。

三 開拓農事組合法人
第十八条に次の一項を加える。

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号

開拓融資保証法の一部を改正する法律案外一件

3 市町村は、地方保証協会の会員にならうとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第二十五条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 地方保証協会が、当該会員の債務を保証している場合又は当該会員に代わつて債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

二 当該会員が開拓農業協同組合又は開拓農事組合法人である場合において、地方保証協会が、当該開拓農業協同組合若しくは当該開拓農事組合法人の組合員である開拓者の借り入れた第十号第一号ハに掲げる資金に係る債務を当該開拓農業協同組合若しくは当該開拓農事組合法人の組合員として保証しているとき、又はその組合員としてした保証に係る債務を当該組合員に代わつて弁済したことにより取得した求償権を有するとき。

第二十六条第二項中「前条第一項第五号及び」を「前条第一項第二号及び第五号並びに」に改める。

第二十七条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「会員が」を

「中央保証協会の会員が」に、「保証協会」を「中央保証協会」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方保証協会の会員が脱退した場合において、当該会員が第二十五条第一項第一号又は第

二号に該当するときは、地方保証協会は、当該各号の保証をしている債務につきその債務者に代わつて弁済をしないことが明らかになるまで又は当該各号の求償権に係る債務が完済されるまでは、その脱退した者に対し前項の払いもどしを停止することができる。

第二十八条第二項中「同条第一項第五号及び」を

「同条第一項第二号及び第五号並びに」に改め、

「前条」の下に「(地方保証協会の会員の出資口数の減少については同条第三項、中央保証協会の会員の出資口数の減少については同条第二項を除く。)」を加える。

第二十九条第一項中「第十八条に掲げる者」を「第十八条第一項に規定する者(市町村を除く。)」又は同条第二項に規定する者」に改める。

第三十九条第一項第一号中「役員」の下に「(会員である市町村の長又はその補助機関である職員を含む。)」を加える。

附 則

この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

八郎潟新農村建設事業団法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月二十五日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

八郎潟新農村建設事業団法案

八郎潟新農村建設事業団法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十八条)

第四章 財務及び会計(第二十九条―第四十条)

第五章 監督(第四十一条・第四十二条)

第六章 雑則(第四十三条―第五十条)

第七章 罰則(第五十一条―第五十三条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 八郎潟新農村建設事業団は、国営八郎潟干拓事業により生ずる土地につき総合的かつ計画的に農地等の整備、農村施設の造成等の事業を行なうことにより、当該土地に係る区域に模

範的な新農村を建設することを目的とする。

(法人格)

第二条 八郎潟新農村建設事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を秋田市に置く。

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、八郎潟新農村建設事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第十条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の仕事)

第十一条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができる。

一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第三章 業務

(業務の範囲)

第十三条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の仕事)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代表権の制限)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の仕事)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(業務の範囲)

一 秋田県南秋田郡大湯村（以下「大湯村」という。）の区域内における農地、宅地その他の用に供する土地の整備を行なうこと。

二 大湯村の区域内における次に掲げる施設の造成（当該施設と一体的に使用される施設の造成で大湯村に隣接する市町村の区域内におけるものを含む。）を行なうこと。

イ 公用又は公共用に供する施設及び住民の共同の福祉のため必要な政令で定める施設（ロに掲げるものを除く。）

ロ 農業に係る共同利用施設及び農業者のための集約的な住宅

(業務の範囲)

三 次に掲げる土地又は施設についての災害復旧を行なうこと。

イ 第一号の業務を行なうことにより整備された土地

(業務の範囲)

四 前二号の業務を行なうことにより造成された施設の譲渡し及び当該施設のうち第二号ロに掲げるものの貸付けその他の管理を行なうこと。

(業務の範囲)

五 第二号に掲げる施設の用に供する土地その他の土地で第四十三条第二項の規定により取得したもの譲渡しを行なうこと。

(業務の範囲)

六 大湯村の区域内における農業者の農業の用に供する機械器具の譲渡し及び貸付けを行なうこと。

(業務の範囲)

七 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務の範囲)

2 事業団は、前項の業務のほか、国又は地方公共団体からの委託を受けて次の業務を行なうことができる。

一 農業に関する技術及び知識の普及指導を行なうこと。

二 前項第一号から第三号までの業務として行なう工事と密接な関連を有する工事を行なうこと。

三 大湯村又はこれに隣接する市町村の区域内にある土地改良財産（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十四条の土地改良財産をいう。）の管理を行なうこと。

(基本計画)

第二十条 農林大臣（前条第二号イに掲げる施設の造成、災害復旧、譲渡しその他の業務に關する事項については、農林大臣及び自治大臣。以下この条から第二十二条まで、第三十条、第四十一条、第四十二条、第四十八条及び第五十二条において同じ。）は、事業団の成立後遅滞なく、前条第一号及び第二号の業務につき、基本計画を定め、これを事業団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

(基本計画)

一 新農村の建設に關する基本方針

(基本計画)

二 工事計画に關する事項

三 所要事業費に關する事項

(基本計画)

四 その他新農村の建設に關する重要事項で政令で定めるもの

(基本計画)

3 農林大臣は、第一項の基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、秋田県知事及び大湯村の村長（大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に關する法律（昭和三十三年法律第六号）第四條第一項の規定により秋田県知事が定めた同村の長の職務を行なう者を含む。次条第三項において同じ。）の意見をきかなければならない。

(事業実施計画)

(事業実施計画)

第二十一条 事業団は、第十九条第一号から第三号までの業務を行なうときは、

政令で定めるところにより、事業実施計画を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号

開拓融資保証法の一部を改正する法律案外一件

八〇二

い。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第十九条第一項第一号及び第二号の業務についての前項の事業実施計画の作成及び変更は、前条第一項の基本計画に基づいてしなければならない。

3 事業団は、第一項の事業実施計画を作成し、又はこれを變更しようとするときは、秋田県知事及び大潟村の村長に協議しなければならない。

(業務方法書)

第二十二條 事業団は、第十九条第一項第四号から第六号までの業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。

(賦課金)

第二十三條 事業団は、政令で定めるところにより、第十九条第一項第一号の業務として行なう土地の整備によつて利益を受ける者でその整備に係る土地の所有権を土地改良法第九十四条の八第四項の規定により取得したものの他農林大臣の指定するものに対し、その者の受ける利益を限度として、当該業務に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。

2 前項に規定する者が同項の土地の全部又は一部をその地区を含む土地改良区の組合員である場合には、事業団は、その者に対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に對し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができる。

3 前二項の規定による賦課徴収の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

(強制徴収)
第二十四條 事業団は、前条第一項又は第二項の規定による賦課金の納付義務者がその納期限までにその賦課金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

規定による賦課金の納付義務者がその納期限までにその賦課金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による督促を受けた賦課金の納付義務者がその指定の期限までにその賦課金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、農林大臣の認可を受けて、国税の滞納処分(例により、滞納処分をすることができない)。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時刻については、国税の例による。

5 事業団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の賦課金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

6 前条第三項の規定は、第一項、第三項又は前項の規定による処分について準用する。

(土地改良区の組合員に対する経費の賦課)

第二十五條 第二十三條第二項の規定による賦課金については、これを土地改良区の事業に要する経費とみなして、土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項(経費の賦課)、第三十八條(賦課金等の徴収の委任)並びに第三十九條(賦課金等の徴収)の規定を準用する。

(譲渡しの対価等)

第二十六條 事業団は、第十九条第一項第四号から第六号までの規定による譲渡しを行なおうとするときは、政令で定める基準に従い、当該譲渡に係る土地、施設及び機械器具の対価並びにその支払方法を定めなければならない。

第二十七條 事業団は、第十九条第一項第五号の規定による土地の譲渡しを行なうとするときは、政令で定めるところにより、農林大臣の認可を受けて土地譲渡計画を定め、これに基づき、譲渡をしようとする土地の所在、予定譲渡口数及び予定譲渡面積を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告に係る土地を譲り受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、譲受申込書を事業団に提出しなければならない。

3 事業団は、政令で定めるところにより、前項の譲受申込書を提出した者のうちから公告に係る土地を譲り渡すことが適当と認められる者を選定し、その者に当該土地を譲り渡さなければならない。

4 前項の規定による土地の譲渡しについては、その譲渡しの契約において、政令で定めるところにより、当該契約に係る土地の用途並びに当該土地の譲受人又はその一般承継人が、その土地を譲り受けた日から起算して八年を経過しない間に、その土地の全部若しくは一部を当該用途以外の用途に供した場合又はその土地の全部若しくは一部を当該用途以外の用途に供するため、その所有権を移転し、若しくはこれにつき地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定した場合における納付金に關する事項を定めなければならない。

5 事業団は、前項の納付金を徴収したときは、これを國に納付しなければならない。

(賦課金等の徴収の委任)

第二十八條 事業団は、政令で定めるところにより、第二十三條第一項又は第二項の規定による賦課金及び第二十六條の規定により定められた対価の徴収を地方公共団体に委任することができる。

第四章 財務及び會計

第二十九條 事業年度の事業年度は、毎年四月一日

に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十條 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十一條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十二條 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び八郎潟新農村建設債券)

第三十三條 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は八郎潟新農村建設債券(以下「債券」という)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

できる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百一一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府の保証)

第三十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができ。

(償還計画)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、農林大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第三十六条 地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、事業団に対し、第十九条第一項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余剰金の運用)

第三十七条 事業団は、次の方法による場合を除くは、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金(財産の処分等の制限)

第三十八条 事業団は、農林省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。ただし、第十九条第一項第四号から第六号までの規定による譲渡を行なうときは、この限りでない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十九条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第四十条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十一条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第四十二条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

(事業団に対する干拓予定地の配分)

第四十三条 農林大臣は、事業団の意見をきき、國營八郎潟干拓事業(この法律の施行の際現に國營八郎潟において土地改良法第八十七條の二第一項の規定により行なつてゐる同項第二号の事業をいう。以下同じ。)により造成されるべき干拓地(以下「干拓予定地」という。)のうち第十九条第一項第二号に掲げる施設の用に供する土地その他事業団に配分することを相当と認めるものを選定し、同法第九十四條の八第一項の規定による公告前に、当該選定に係る干拓予定地を事業団に配分するため、次に掲げる事項を記載した配分通知書を事業団に交付することができ。

一 配分する干拓予定地の所在の場所及び面積

二 土地の用途

三 配分の条件

四 その他農林省令で定める事項

2 前項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、事業団は、國營八郎潟干拓事業の完了の期日において、当該配分通知書に記載された場所の干拓予定地につき造成される干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該干拓地につき國の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その國の所有権は、消滅する。

3 前項の完了の期日は、國營八郎潟干拓事業について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第二項の規定により農林大臣が竣功の通知をする日とする。

4 國營八郎潟干拓事業の施行に係る地域を数区に分けた場合におけるそのおのの区に係る土地改良事業については、これをそれぞれ國營八郎潟干拓事業とみなして、前三項の規定を適用する。

(配分に係る干拓予定地についての負担金)

第四十四条 國は、政令で定めるところにより、事業団に、國營八郎潟干拓事業に要する費用のうち前条第二項の規定により事業団が所有権を取得した干拓地に係る部分の一部を負担させることができる。

(干拓予定地の一時使用)

第四十五条 農林大臣は、第四十三条第一項の配分通知書に記載された場所の干拓予定地その他事業団が第十九条の業務を行なうために必要とする干拓予定地を、農林大臣の定める条件で、事業団に使用させることができる。

2 前項の規定による干拓予定地の使用は、無償とする。

(土地改良法の特例)

第四十六条 國營八郎潟干拓事業についての土地改良法第九十四條の八の規定の適用については、同条第一項中「(以下「埋立予定地」という。)」とあるのは、「(以下「埋立予定地」という。)」で八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第 号)第四十三条第一項の規定による交付に係る配分通知書に記載された場所の干拓予定地以外のもの」とする。

(解散)

第四十七条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十條第一項の基本計画を定め、又はこれを變更しようとするとき。

二 第二十二條第一項、第三十條、第三十三條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十五條又は第三十八條の規定による認可をしようとするとき。

三 第三十一條第一項又は第三十九條の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十七條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

五 第四十條の規定により農林省令を定めようとするとき。

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号 開拓融資保証法の一部を改正する法律案外一件

とするとき。

(他の法令の準用)

第四十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(不動産登記法の特例)

第五十条 事業団が譲り渡す土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法の特例を定めることができる。

第七章 罰則

(罰則)

第五十一条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十七条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第四十一条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第五十三条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に八郎潟新農村建設事業団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(特定土地改良工事特別会計法の一部改正)

第九条 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正

する。

第三十条中「貸付料」の下に、「八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第 号)第二十七条第五項の規定による納付金、同法第四十四条の規定による負担金及びその利息」を加える。

第十一條の二の見出し中「特別徴収金」を「特別徴収金等」に改め、同条中「徴収金」の下に「及び八郎潟新農村建設事業団法第二十七条第五項の規定による納付金」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「金属鉱物採掘促進事業団」の下に、「八郎潟新農村建設事業団」を加える。

(登録税法の一部改正)

第十一條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「畜産振興事業団」の下に「八郎潟新農村建設事業団」を、「畜産物の価格安定等に関する法律」の下に、「八郎潟新農村建設事業団法」を加え、同条第十八号中「雇用促進事業団」の下に、「八郎潟新農村建設事業団」を加え、同条第二十五條ノ二の次に次の一号を加える。

二十五ノ三 八郎潟新農村建設事業団ガ八郎潟新農村建設事業団法第十九條第一項第二号ノ業務トシテ造成シタル建物又ハ同法第四十三條第二項ノ規定ニ依リ取得シタル土地ノ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十二條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第九号ノ五ノ四の次に次の一号を加える。

九ノ五ノ五 八郎潟新農村建設事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十三條 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「農林漁業団体職員共済組合」の項の次に次のように加える。

八郎潟新農村建設事業団
八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十四條 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「農林漁業金融公庫」の項の次に次のように加える。

八郎潟新農村建設事業団
八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第 号)

第十三條 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「農林漁業団体職員共済組合」の項の次に次のように加える。

八郎潟新農村建設事業団
八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十四條 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「農林漁業金融公庫」の項の次に次のように加える。

八郎潟新農村建設事業団
八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

第十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「日本蚕繭事業団」の下に、「八郎潟新農村建設事業団」を加える。

第七十三條の四第一項第一号中「被害復旧事業団」の下に、「八郎潟新農村建設事業団」を加える。

第三百四十八條第二項第二号中「農地開発機械公団」の下に、「八郎潟新農村建設事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十六條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本蚕繭事業団」の下に「八郎潟新農村建設事業団」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第十七條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第十五号中「及び水資源開発公団」を、「水資源開発公団及び八郎潟新農村建設事業団」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十八条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 八郎潟新農村建設事業団を監督すること。

第十條第九号の二の次に次の一号を加える。
九の三 八郎潟新農村建設事業団を監督すること。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 ただいま議題となりました二つの法律案について御報告いたします。

まず、開拓融資保証法の一部を改正する法律案は、開拓者の経営資金等の融通を一そう円滑にするため、地方開拓融資保証協会の会員資格及び業務並びに金融機関の範囲を拡大し、中央保証協会に対する国の追加出資の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、開拓政策のあり方、開拓農振興対策等の一般的な問題をはじめ、本法案の効果、政府出資等、開拓融資保証制度について各般の質疑が行なわれました。

討論に入りましてところ、森委員から、自由民主党を代表して、附則の施行の日の規定を整備する修正案が提案され、続いて採決の結果、本法律案は全会一致をもって森委員提案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。続いて矢山委員から、日本社会党を代表して、農用地の積極的開発、開拓融資保証制度の拡充、営農振興資金の確保と旧債の整理、開拓農協の整備、離農対策の充実等について附帯決議案が提案され、全会一致

をもって委員会の決議とすることに決定し、農林大臣から善処する旨の発言がありました。

次に、八郎潟新農村建設事業団体法案は、八郎潟の国営干拓事業によって干陸された中央干拓地に、新農村を建設するため、農地等土地基盤の整備、営農施設及び社会公共施設の建設等の諸事業を、入殖に先立って、総合的かつ計画的に実施する機関として、八郎潟新農村建設事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について規定しようとするものであります。

委員会におきましては、干拓の意義、新農村建設事業計画、入殖の方針、地元との関係、事業団の組織、人事、存続期間、調整池の活用、鉱業権との関係等、諸般の事項が問題となり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、開拓融資保証法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

委員長長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認められます。よって本案は、委員会修正どおり議決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、八郎潟新農村建設事業団法案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認められます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十二より第六十三までの諸議は、これを後日に延期いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認められます。

今日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

市川 房枝君 山高しげり君
林 塩君 鈴木 市蔵君
北口 龍徳君 二木 謙吾君
石田 次男君 鬼木 勝利君
天竺 良吉君 島島徳次郎君
中尾 辰義君 北條 尚八君
浅井 亨君 大竹平八郎君
前田佳都男君 鈴木 恭一君
森部 隆輔君 加賀山之雄君
小平 芳平君 鈴木 一弘君
森 八三一君 上原 正吉君
渋谷 邦彦君 白木義一郎君
村上 義一君 佐藤 尚武君
小山邦太郎君 太田 正孝君
笹森 順造君 中上川アキ君

久保 勘一君 谷村 貞治君
川上 為治君 仲原 善一君
豊田 雅孝君 天坊 裕彦君
竹中 恒夫君 鈴木 万平君
江藤 智君 亀井 光君
山下 春江君 大谷 賛雄君
平島 敏夫君 山本 利壽君
堀 末治君 新谷寅三郎君
紅露 みつ君 木内 四郎君
植竹 春彦君 田中 茂徳君
草葉 隆圓君 西川甚五郎君
井野 碩哉君 谷口 慶吉君
徳永 正利君 鍋島 直昭君
村上 春蔵君 栗原 祐幸君
川野 三暎君 丸茂 重貞君
日高 広為君 村山 道雄君
北畠 教真君 大谷藤之助君
柴田 栄君 西田 信一君
石井 桂君 吉江 勝保君
中野 文門君 井上 清一君
岡村文四郎君 八木 一郎君
田中 啓一君 斎藤 昇君
塩見 俊二君 小柳 牧衛君
高橋 衛君 林屋亀次郎君
郡 祐一君 石原幹市郎君
青木 一男君 鹿島守之助君
迫水 久常君 高橋文五郎君
小林 篤一君 佐野 廣君
後藤 義隆君 小柳 勇君
柴谷 要君 横山 フク君
白井 勇君 大河原 次君
伊藤 顕道君 小林 武治君
古池 信三君 宮澤 喜一君

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号

議事日程延期の件

八〇六

大矢 正君	下村 定君
小沢久太郎君	藤原 道子君
鈴木 強君	阿部 竹松君
岩間 正男君	小林 武君
松本 賢一君	佐藤 芳男君
中村 順造君	藤田藤太郎君
横川 正市君	相澤 重明君
森 元治郎君	占部 秀男君
田上 松衛君	阿具根 登君
田畑 金光君	柳岡 秋夫君
北村 暢君	中村 正雄君
椿 繁夫君	成瀬 幡治君
鈴木 壽君	
國務大臣	
外務大臣	椎名悦三郎君
大蔵大臣	田中 角榮君
文部大臣	愛知 揆一君
厚生大臣	神田 博君
農林大臣	赤城 宗徳君
建設大臣	小山 長規君
國務大臣	高橋 衛君
政府委員	
通商産業政務次官	村上 春蔵君

〔参照〕

五月十九日、五月二十日、及び五月二十一日は、
會議を開くに至らなかつたが、参照のため左に議
事日程を掲載する。

議事日程 第二十三号

昭和四十年五月十九日

午前十時開議

第一 関税及び貿易に関する一般協定を貿易及

び開発に関する第四部の追加のために改正す
る議定書の締結について承認を求めるの件
(衆議院送付)
第二 証券取引法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)
第三 日本貿易振興会法及びアジア経済研究所
法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)
第四 医療金融公庫法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
第五 国民年金法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
第六 原子爆弾被害者の医療等に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)
第七 経済企画庁設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
第八 九州横断自動車道建設法案(衆議院提出)
第九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一〇 開拓融資保証法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 八郎潟新農村建設事業団法案(内閣提
出、衆議院送付)
第一二 山形県東根市東根、神町に電報電話局
舎建設に関する請願
第一三 北海道東鹿柄村の電話即時通話促進に
関する請願(二件)
第一四 公立小中学校の建築基準準則引上げ等
に関する請願
第一五 国立近代美術館の移転・新築に関する
請願
第一六 青少年健全育成予算に関する請願
第一七 学校司書制度の法制化及び学校図書館

法附則第二項削除等に関する請願(五件)

第一八 宮崎県立高等学校のすしめ教室解消
に関する請願
第一九 小、中学校における書写、書道教育振
興等に関する請願

第二〇 養護教諭を必置とするための学校教育

法の一部改正等に関する請願(十二件)
第二一 北海道大学歯学部設置に関する請願
第二二 私立学校に対する一般公費助成の大幅
増額及び補助制度確立に関する請願(二件)
第二三 義務教育における習字教育の振興に関
する請願(八件)
第二四 「公立高等学校の設置、適正配置及び
教職員定数の標準等に関する法律」改正に関
する請願(二件)
第二五 「学童急増特殊地域に対する公立文教
施設整備特別措置法」制定に関する請願(二
件)
第二六 毛筆習字を独立教科目として強化する
の請願(二十七件)
第二七 義務教育における習字教育振興に関す
る請願(七件)
第二八 戦傷病者の子女の育英資金等に関する
請願
第二九 愛媛大学の学部改組及び拡充に関する
請願
第三〇 愛媛大学工学部及び農学部の大学院設
置に関する請願
第三一 義務教育学校の管理下における児童生
徒の学業災害補償に関する請願
第三二 札幌市に国立競技場のスキ！及びス
ケート施設設置に関する請願(二件)
第三三 エレクトロニクス振興施策の強化拡充

に関する請願

第三四 公害防止対策確立に関する請願
第三五 水質汚濁並びに漁場荒廃対策に関する
請願(五件)
第三六 炭鉱保安及び殉職者の遺家族救済に関
する請願
第三七 高松炭鉱再建問題に関連する北九州市
の要望に関する請願(三件)
第三八 地方交付税の税率引上げに関する請願
(百六十二件)
第三九 発電用水利用増額等に関する請願
第四〇 豪雪地帯における地方財政の合理化に
関する請願(三件)
第四一 市町村職員の給与改定に伴う財源措置
に関する請願(三件)
第四二 委託、委任事務の合理的整備軽減等
に関する請願
第四三 地方財政法改正に伴う財源措置強化に
関する請願
第四四 地方公務員共済組合短期給付費用の一
部国庫負担に関する請願(九件)
第四五 地方財政の充実強化に関する請願
第四六 国庫補助負担制度改善に関する請願
第四七 人命救助並びに火災防止のための諸設
備に関する請願
第四八 社会福祉施設職員の労働条件改善等に
関する請願(二件)
第四九 国民健康保険に対する国庫負担金増額
等に関する請願(六件)
第五〇 国民健康保険制度体質改善促進に関す
る請願(四件)
第五一 看護婦不足の抜本的改善措置等に関す
る請願

第五二 季節労働者(日雇、臨時労働者)の失業保険の受給資格延長措置中止に関する請願(七件)

第五三 国民健康保険制度の体質改善に関する請願

第五四 保育予算増額確保に関する請願

第五五 ソロモン群島地域における戦没者の遺骨、遺品の収集整理促進に関する請願

第五六 国民健康保険の全被保険者に対する七割給付と五割の国庫負担実現に関する請願

第五七 失業保険法改正に関する請願

第五八 健康保険制度故悪反対等に関する請願(百三十六件)

第五九 調理師法の存続、改善に関する請願

第六〇 国立病院、療養所患者の食糧費引上げに関する請願

第六一 病院調理師の身分改善に関する請願

第六二 国民健康保険の充実強化に関する請願

第六三 東北地方の季節労働者の失業保険に関する請願

第六四 栄養士法第五条の二改正に関する請願(二件)

第六五 健康保険法改正反対に関する請願

第六六 健康保険法故悪反対に関する請願(四件)

第六七 健康保険法改悪反対等に関する請願

第六八 業務外災害によるせき髄損傷患者援護に関する請願(七件)

第六九 国民健康保険の財政措置に関する請願(六件)

第七〇 国立岐阜療養所火災による焼死者等に対する補償等に関する請願

第七一 満州開拓犠牲者処遇改善に関する請願

第七二 日雇労働者健康保険法改悪反対等に関する請願(二件)

第七三 長野県茅野市立病院のがん研究に対する国庫助成に関する請願

第七四 各種医療保険制度の統合に関する請願(三件)

第七五 ハンセン氏病療養所の医療体系確立等に関する請願(三件)

第七六 国民健康保険事業の財政健全化に関する請願

第七七 健康保険法等の改正に関する請願

第七八 国立岐阜療養所の災害補償及び再建整備に関する請願

第七九 国民健康保険財政の強化改善に関する請願

第八〇 らい患者の待遇に関する請願

第八一 戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(二十八件)

第八二 国民医療保険の機会均等及び負担の合理化に関する請願

第八三 健康保険に対する国庫補助金増額に関する請願(二件)

第八四 健康保険に対する国庫補助金増額等に関する請願(二件)

第八五 医療保険制度の改善に関する請願

第八六 成人病予防対策に関する請願

第八七 療養業務(医療類似行為)の新規開業の制度化に関する請願(十九件)

第八八 診療事故調停処理機関等設置に関する請願

第八九 日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する請願(六件)

第九〇 保健婦助産婦看護婦法改悪反対等に関する請願

第九一 重度身体障害者更生施設設立に関する請願

第九二 医療行政の確立及び健保財政に対する国庫補助に関する請願

第九三 旧軍人等に対する恩給に関する請願(百九十六件)

第九四 恩給(共済年金)の格差是正に関する請願(二件)

第九五 茨城県水戸対地射撃場返還に関する請願

第九六 公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求実現に関する請願

第九七 公務員の賃金、一時金及び諸手当引上げに関する請願(二件)

第九八 退職公務員の恩給、年金増額に関する請願(六件)

第九九 米海軍厚木航空基地移転に関する請願(三件)

第一〇〇 元南満洲鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(二十三件)

第一〇一 米海軍厚木航空基地の即時移転、返還に関する請願

第一〇二 京都府における暫定手当に関する請願

第一〇三 元満州国等外国政府職員の恩給問題に関する請願

第一〇四 恩給、年金の給与制度改善の法制化と給与増額に関する請願(二件)

第一〇五 旧海軍文官の退職賞与金の改定支給に関する請願

第一〇六 総理府に青少年局設置等に関する請願

第一〇七 公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願

第一〇八 国立大学教官の待遇改善に関する請願(六十一件)

第一〇九 恩給調整・年金スライド制実施促進に関する請願(二件)

第一一〇 特高罷免並びに武徳会追放等による警察退職者救済に関する請願

第一一一 国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(二百二十七件)

第一一二 法務局職員の一万名増員に関する請願(九件)

第一一三 公務員の寒冷地手当改善に関する請願

第一一四 公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願(十七件)

第一一五 日本赤十字社元看護婦の戦時召集期間を恩給等に通算するの請願

第一一六 旧軍人恩給制度の改善に関する請願

第一一七 傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(二十二件)

第一一八 公共企業体職員等共済組合法の一部改正に関する請願(九件)

第一一九 退職公務員の恩給、年金等に関する請願(二十一件)

第一二〇 旧中華民国新民会を恩給法上外国特殊法人に包含するの請願

第一二一 長野県千曲川分水計画反対に関する請願(二件)

第一二二 山形県最上川中流改修事業古口工区促進及び国道四十七号線付替工事に関する請願

八〇七

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号 議事日程延期の件

第二二三 発電用水利使用料増額に関する請願 (三件)

第二二四 発電水利使用料改定に関する請願

第二二五 三重県雲出川改修計画変更に関する請願

第二二六 岡山県吉井川下流直轄河川事業促進に関する請願

第二二七 多摩川河川敷の市民への解放に関する請願 (四件)

第二二八 熊本県大津町バイパス建設に関する請願

第二二九 東北縦貫自動車道の早期建設に関する請願

第二三〇 東北自動車道建設促進に関する請願

第二三一 国道飯田豊橋線(一五)号線池場トンネル開通に関する請願

第二三二 備後工業整備特別地域と鳥取県倉吉地帯を結ぶ広島、岡山、鳥取三県にわたる道路路線を国道に昇格するの請願

第二三三 昭和四十年年度公共工事の完遂を期するための適正単価に基づく工事発注に関する請願 (三十三件)

第二三四 下水道事業の整備促進に関する請願

第二三五 公園緑地の整備促進に関する請願

第二三六 三多摩公営住宅払下げに関する請願 (二件)

第二三七 民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願 (八件)

議事日程 第二十四号

昭和四十年五月二十日

午前十時開議

第一 関税及び貿易に関する一般協定を貿易及

び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (衆議院送付)

第二 証券取引法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第三 日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案 (商工委員長提出)

第四 医療金融公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第五 国民年金法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第六 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第七 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第八 九州横断自動車道建設法案 (衆議院提出)

第九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第一〇 開拓融資保証法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第一一 八郎潟新農村建設事業団法案 (内閣提出、衆議院送付)

第一二 山形県東根市東根、神町に電報電話局舎建設に関する請願

第一三 北海道東鹿樺村の電話即時通話促進に関する請願 (二件)

第一四 公立小中学校の建築基準単価引上げ等に関する請願

第一五 国立近代美術館の移転・新築に関する請願

第一六 青少年健全育成予算に関する請願

第一七 学校司書制度の法制化及び学校図書館

法附則第二項削除等に関する請願 (五件)

第一八 宮崎県立高等学校のすしづめ教室解消に関する請願

第一九 小、中学校における書写、書道教育振興等に関する請願

第二〇 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願 (十二件)

第二一 北海道大学歯学部設置に関する請願

第二二 私立学校に対する一般公費助成の大幅増額及び補助制度確立に関する請願 (二件)

第二三 義務教育における習字教育の振興に関する請願 (八件)

第二四 「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願 (二件)

第二五 「学童急増特殊地域に対する公立文教施設整備特別措置法」制定に関する請願 (二件)

第二六 毛筆習字を独立教科目として強化するの請願 (二十七件)

第二七 義務教育における習字教育振興に関する請願 (七件)

第二八 戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願

第二九 愛媛大学の学部改組及び拡充に関する請願

第三〇 愛媛大学工学部及び農学部の大学院設置に関する請願

第三一 義務教育学校の管理下における児童生徒の学業災害補償に関する請願

第三二 札幌市に国立競技場のスキー及びスケート施設設置に関する請願 (二件)

第三三 エレクトロニクス振興施策の強化拡充

に関する請願

第三四 公害防止対策確立に関する請願

第三五 水質汚濁並びに漁場荒廃対策に関する請願 (五件)

第三六 炭鉱保安及び殉職者の遺家族救済に関する請願

第三七 高松炭鉱再建問題に関連する北九州市の要望に関する請願 (三件)

第三八 地方交付税の税率引上げに関する請願 (百六十二件)

第三九 発電用水利使用料増額等に関する請願

第四〇 豪雪地帯における地方財政の合理化に関する請願 (三件)

第四一 市町村職員の給与改定に伴う財源措置に関する請願 (三件)

第四二 委託、委任事務の合理的整備軽減等に関する請願

第四三 地方財政法改正に伴う財源措置強化に関する請願

第四四 地方公務員共済組合短期給付費用の一部国庫負担に関する請願 (九件)

第四五 地方財政の充実強化に関する請願

第四六 国庫補助負担制度改善に関する請願

第四七 人命救助並びに火災防止のための諸設備に関する請願

第四八 社会福祉施設職員の労働条件改善等に関する請願 (二件)

第四九 国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願 (六件)

第五〇 国民健康保険制度体質改善促進に関する請願 (四件)

第五一 看護婦不足の抜本的改善措置等に関する請願

第五二 季節労働者(日雇、臨時労働者)の失業保険の受給資格延長措置中止に関する請願(七件)

第五三 国民健康保険制度の体質改善に関する請願

第五四 保育予算増額確保に関する請願

第五五 ソロモン群島地域における戦没者の遺骨、遺品の収集整理促進に関する請願

第五六 国民健康保険の全被保険者に対する七割給付と五割の国庫負担実現に関する請願

第五七 失業保険法改正に関する請願

第五八 健康保険制度改悪反対等に関する請願(百三十六件)

第五九 調理師法の存続、改善に関する請願

第六〇 国立病院、療養所患者の食糧費引上げに関する請願

第六一 病院調理師の身分改善に関する請願

第六二 国民健康保険の充実強化に関する請願

第六三 東北地方の季節労働者の失業保険に関する請願

第六四 栄養士法第五条の二改正に関する請願(二件)

第六五 健康保険法改正反対に関する請願

第六六 健康保険法改悪反対に関する請願(四件)

第六七 健康保険法改悪反対等に関する請願

第六八 業務外災害によるせき損傷患者援護に関する請願(七件)

第七二 日雇労働者健康保険法改悪反対等に関する請願(二件)

第七三 長野県茅野市立病院のがん研究に対する国庫助成に関する請願

第七四 各種医療保険制度の統合に関する請願(三件)

第七五 ハンセン氏病療養所の医療体系確立等に関する請願(三件)

第七六 国民健康保険事業の財政健全化に関する請願

第七七 健康保険法等の改正に関する請願

第七八 国立岐阜療養所の災害補償及び再建整備に関する請願

第七九 国民健康保険財政の強化改善に関する請願

第八〇 らい患者の待遇に関する請願

第八一 戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(二十八件)

第八二 国民医療保険の機会均等及び負担の合理化に関する請願

第八三 健康保険に対する国庫補助金増額に関する請願(二件)

第八四 健康保険に対する国庫補助金増額等に関する請願(二件)

第八五 医療保険制度の改善に関する請願

第八六 成人病予防対策に関する請願

第八七 療養業務(医療類似行為)の新規開業の制度化に関する請願(十九件)

第八八 診療事故調停処理機関等設置に関する請願

第九一 重度身体障害者更生施設設立に関する請願

第九二 医療行政の確立及び健保財政に対する国庫補助に関する請願

第九三 旧軍人等に対する恩給に関する請願(百九十六件)

第九四 恩給(共済年金)の格差是正に関する請願(二件)

九五 茨城県水戸対地射撃場返還に関する請願

第九六 公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求実現に関する請願

第九七 公務員の賃金、一時金及び諸手当引上げに関する請願(二件)

第九八 退職公務員の恩給、年金増額に関する請願(六件)

第九九 米海軍厚木航空基地移転に関する請願(三件)

第一〇〇 元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(二十三件)

第一〇一 米海軍厚木航空基地の即時移転、返還に関する請願

第一〇二 京都府における暫定手当に関する請願

第一〇三 元満洲国等外国政府職員の恩給問題に関する請願

第一〇四 恩給、年金の給与制度改善の法制化と給与増額に関する請願(二件)

第一〇五 旧海軍文官の退職賞与金の改定支給に関する請願

第一〇六 総理府に青少年局設置等に関する請願

第一〇七 公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願

第一〇八 国立大学教官の待遇改善に関する請願(六十二件)

第一〇九 恩給調整・年金スライド制実施促進に関する請願(二件)

第一一〇 特高罷免並びに武徳会追放等による警察退職者救済に関する請願

第一一一 国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(二百二十七件)

第一一二 法務局職員の一万名増員に関する請願(九件)

第一一三 公務員の寒冷地手当改善に関する請願

第一一四 公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願(十七件)

第一一五 日本赤十字社元看護婦の戦時召集期間を恩給等に通算するの請願

第一一六 旧軍人恩給制度の改善に関する請願

第一一七 傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(二十二件)

第一一八 公共企業体職員等共済組合法の一部改正に関する請願(九件)

第一一九 退職公務員の恩給、年金等に関する請願(二十一件)

第一二〇 旧中華民国新民会を恩給法上外国特殊法人に包含するの請願

第一二一 長野県千曲川分水計画反対に関する請願(二件)

第一二二 山形県最上川中流改修事業古口工区促進及び国道四十七号線付替工事に関する請願

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号

議事日程延期の件

八一〇

- 第二二三 発電用水利用増額に関する請願
(三件)
- 第二二四 発電水利使用料改定に関する請願
- 第二二五 三重県雲出川改修計画変更に関する請願
- 第二二六 岡山県吉井川下流直轄河川事業促進に関する請願
- 第二二七 多摩川河川敷の市民への解放に関する請願(四件)
- 第二二八 熊本県大津町バイパス建設に関する請願
- 第二二九 東北縦貫自動車道の早期建設に関する請願
- 第三〇 東北自動車道建設促進に関する請願
- 第三一 国道飯田豊橋線(一五五号線)池場トンネル開通に関する請願
- 第三二 備後工業整備特別地域と鳥取県倉吉地帯を結ぶ広島、岡山、鳥取三県にわたる道路路線を国道に昇格するの請願
- 第三三 昭和四十年年度公共工事の完遂を期するための適正単価に基づく工事発注に関する請願(三十三件)
- 第三四 下水道事業の整備促進に関する請願
- 第三五 公園緑地の整備促進に関する請願
- 第三六 三多摩公営住宅松下げに関する請願(二件)
- 第三七 民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願(八件)
- 第三八 再生保護会に対する委託費等増額に関する請願(二件)
- 第三九 改正刑法準備草案第三百六十七條反對に関する請願(八十件)
- 第一四〇 仙台法務局丸森出張所存置に関する請願
- 第一四一 仙台法務局松山出張所存置に関する請願
- 第一四二 宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部庁舎新築等に関する請願(二件)
- 第一四三 千葉地方裁判所・家庭裁判所支部及び地方検察庁市川支部設置に関する請願
- 第一四四 仙台高等裁判所秋田支部存置に関する請願
- 第一四五 広島高等裁判所松江支部存置に関する請願(二件)
- 第一四六 水戸地方裁判所・家庭裁判所麻生支部、麻生簡易裁判所庁舎新築に関する請願
- 第一四七 茨城県麻生検察庁庁舎新築に関する請願
- 第一四八 千葉刑務所習志野作業農場の転用中止並びに同作業場移転要請に関する請願(二件)
- 第一四九 公共料金並びに消費者物価値上げ抑制に関する請願(二件)
- 第一五〇 公共料金値上げ反對に関する請願(五件)
- 第一五一 一般物価の値上げ反對及び独占価格の引下げに関する請願
- 第一五二 盲人世帯に対する家庭電気料金の動力料金なみ低減に関する請願
- 第一五三 中小企業建設業に対する建設機械貸与に関する請願
- 第一五四 物価値上げ反對に関する請願(七件)
- 第一五五 中小企業団体の育成強化に関する請願
- 第一五六 小規模事業の育成強化に関する請願
- 第一五七 東西貿易の拡大に関する請願(二件)
- 第一五八 天然ガスの開発促進に関する請願
- 第一五九 滋賀県に中小企業金融公庫支店開設に関する請願
- 第一六〇 「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく基本計画の完全実施に関する請願
- 第一六一 政府系中小企業金融機関の資金増額等に関する請願
- 第一六二 公衆浴場業に対する特別融資に関する請願(二件)
- 第一六三 工業用水道事業運営の資金措置に関する請願
- 議事日程 第二十五号
昭和四十年五月二十一日
午前十時開議
- 第一 関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 証券取引法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付)
- 第三 日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)
- 第四 医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 九州横断自動車道建設法案(衆議院提出)
- 第九 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一〇 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一一 八郎湯新農村建設事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一二 山形県東根市東根、神町に電報電話局舎建設に関する請願
- 第一三 北海道東鷹栖村の電話即時通話促進に関する請願(二件)
- 第一四 公立小中学校の建築基準単価引上げ等に関する請願
- 第一五 国立近代美術館の移転・新築に関する請願
- 第一六 青少年健全育成予算に関する請願
- 第一七 学校司書制度の法制化及び学校図書館法附則第二項削除等に関する請願(五件)
- 第一八 宮崎県立高等学校のすしづめ教室解消に関する請願
- 第一九 小、中学校における書写、書道教育振興等に関する請願
- 第二〇 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(十二件)
- 第二一 北海道大学歯学部設置に関する請願
- 第二二 私立学校に対する一般公費助成の大幅増額及び補助制度確立に関する請願(二件)
- 第二三 義務教育における習字教育の振興に関する請願(八件)
- 第二四 「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願(二件)
- 第二五 「学童急増特殊地域に対する公立文教施設整備特別措置法」制定に関する請願(二

(件)

第二六 毛筆習字を独立教科目として強化する

の請願(二十七件)

第二七 義務教育における習字教育振興に關する請願(七件)

第二八 戦傷病者の子女の育英資金等に關する請願

第二九 愛媛大学の学部改組及び拡充に關する請願

第三〇 愛媛大学工学部及び農学部の大学院設置に關する請願

第三一 義務教育学校の管理下における児童生徒の学業災害補償に關する請願

第三二 札幌市に国立競技場のスキー及びスケート施設設置に關する請願(二件)

第三三 エレクトロニクス振興施策の強化拡充に關する請願

第三四 公害防止対策確立に關する請願

第三五 水質汚濁並びに漁場荒廃対策に關する請願(五件)

第三六 炭鉱保安及び殉職者の遺家族救済に關する請願

第三七 高松炭鉱再建問題に關連する北九州市の要望に關する請願(三件)

第三八 地方交付税の税率引上げに關する請願(百六十二件)

第三九 発電用水利使用料増額等に關する請願

第四〇 豪雪地帯における地方財政の合理化に關する請願(三件)

第四一 市町村職員の給与改定に伴う財源措置に關する請願(三件)

第四二 委託、委任事務の合理的整備軽減等に關する請願

第四三 地方財政法改正に伴う財源措置強化に關する請願

第四四 地方公務員共済組合短期給付費用の一部国庫負担に關する請願(九件)

第四五 地方財政の充実強化に關する請願

第四六 国庫補助負担制度改善に關する請願

第四七 人命救助並びに火災防止のための諸設備に關する請願

第四八 社会福祉施設職員の労働条件改善等に關する請願(二件)

第四九 国民健康保険に對する国庫負担金増額等に關する請願(六件)

第五〇 国民健康保険制度体質改善促進に關する請願(四件)

五一 看護婦不足の抜本的改善措置等に關する請願

五二 季節労働者(日雇、臨時労働者)の失業保険の受給資格延長措置中止に關する請願(七件)

五三 国民健康保険制度の体質改善に關する請願

五四 保育予算増額確保に關する請願

五五 ソロモン群島地域における戦没者の遺骨、遺品等の収集整理促進に關する請願

五六 国民健康保険の全被保険者に對する七割給付と五割の国庫負担実現に關する請願

五七 失業保険法改正に關する請願

五八 健康保険制度改悪反対等に關する請願(百三十六件)

五九 調理師法の存続、改善に關する請願

六〇 国立病院、療養所患者の食糧費引上げに關する請願

六一 病院調理師の身分改善に關する請願

六二 国民健康保険の充実強化に關する請願

六三 東北地方の季節労働者の失業保険に關する請願

六四 栄養士法第五条の二改正に關する請願(二件)

六五 健康保険法改正反対に關する請願

六六 健康保険法改悪反対に關する請願(四件)

六七 健康保険法改悪反対等に關する請願

六八 業務外災害によるせき髄損傷患者援護に關する請願(七件)

六九 国民健康保険の財政措置に關する請願(六件)

七〇 国立岐阜療養所火災による焼死者等に對する補償等に關する請願

七一 満州開拓犠牲者処遇改善に關する請願

七二 日雇労働者健康保険法改悪反対等に關する請願(二件)

七三 長野県茅野市立病院のがん研究に對する国庫助成に關する請願

七四 各種医療保険制度の統合に關する請願(三件)

七五 ハンセン氏病療養所の医療体系確立等に關する請願(三件)

七六 国民健康保険事業の財政健全化に關する請願

七七 健康保険法等の改正に關する請願

七八 国立岐阜療養所の災害補償及び再建整備に關する請願

七九 国民健康保険財政の強化改善に關する請願

八〇 らい患者の待遇に關する請願

八一 戦傷病者の妻に對する特別給付金支給に關する請願(二十八件)

八二 国民医療保険の機会均等及び負担の合理化に關する請願

八三 健康保険に對する国庫補助金増額に關する請願(二件)

八四 健康保険に對する国庫補助金増額等に關する請願(二件)

八五 医療保険制度の改善に關する請願

八六 成人病予防対策に關する請願

八七 療養業務(医療類似行為)の新規開業の制度化に關する請願(十九件)

八八 診療事故調停処理機関等設置に關する請願

八九 日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に關する請願(六件)

九〇 保健婦助産婦看護婦法改悪反対等に關する請願

九一 重度身体障害者更生施設設立に關する請願

九二 医療行政の確立及び健保財政に對する国庫補助に關する請願

九三 旧軍人等に對する恩給に關する請願(百九十六件)

九四 恩給(共済年金)の格差是正に關する請願(二件)

九五 茨城県水戸対地射撃場返還に關する請願

九六 公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求実現に關する請願

九七 公務員の賃金、一時金及び諸手当引上げに關する請願(二件)

九八 退職公務員の恩給、年金増額に關する請願(六件)

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号 議事日程延期の件

第九九 米海軍厚木航空基地移転に関する請願

(三件)

第一〇〇 元満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(二十一件)

第一〇一 米海軍厚木航空基地の即時移転、返還に関する請願

第一〇二 京都府における暫定手当に関する請願

第一〇三 元満州国等外国政府職員の恩給問題に関する請願

第一〇四 恩給、年金の給与制度改善の法制化と給与増額に関する請願(二件)

第一〇五 旧海軍文官の退職賞与金の改定支給に関する請願

第一〇六 総理府に青少年局設置等に関する請願

第一〇七 公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願

第一〇八 国立大学教官の待遇改善に関する請願(六十一件)

第一〇九 恩給調整・年金スライド制実施促進に関する請願(二件)

第一一〇 特高罷免並びに武徳会追放等による警察退職者救済に関する請願

第一一一 国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(二百二十七件)

第一一二 法務局職員の一万名増員に関する請願(九件)

第一一三 公務員の寒冷地手当改善に関する請願

第一一四 公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願(十七件)

第一一五 日本赤十字社看護婦の戦時召集期間を恩給等に通算するの請願

第一一六 旧軍人恩給制度の改善に関する請願

第一一七 傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(二十二件)

第一一八 公共企業体職員等共済組合法の一部改正に関する請願(九件)

第一一九 退職公務員の恩給、年金等に関する請願(二十一件)

第一二〇 旧中華民国新民会を恩給法上外国特殊法人に包含するの請願

第一二一 長野県千曲川分水計画反対に関する請願(二件)

第一二二 山形県最上川中流改修事業古口工区促進及び国道四十七号線付替工事に関する請願

第一二三 発電用水利使用料増額に関する請願(三件)

第一二四 発電水利使用料改定に関する請願

第一二五 三重県雲出川改修計画変更に関する請願

第一二六 岡山県吉井川下流直轄河川事業促進に関する請願

第一二七 多摩川河川敷の市民への解放に関する請願(四件)

第一二八 熊本県大津町バイパス建設に関する請願

第一二九 東北縦貫自動車道の早期建設に関する請願

第一三〇 東北自動車道建設促進に関する請願

第一三一 国道飯田豊橋線(一五二号線)池場トネル開通に関する請願

第一三二 備後工業整備特別地域と鳥取県倉吉地帯を結ぶ広島、岡山、鳥取三県にわたる道路路線を国道に昇格するの請願

第一三三 昭和四十年年度公共工事の完遂を期するための適正単価に基づく工事発注に関する請願(三十三件)

第一三四 下水道事業の整備促進に関する請願

第一三五 公園緑地の整備促進に関する請願

第一三六 三多摩公営住宅払下げに関する請願(二件)

第一三七 民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願(八件)

第一三八 更生保護会に対する委託費等増額に関する請願(二件)

第一三九 改正刑法準備草案第三百六十七條反対に関する請願(八十件)

第一四〇 仙台法務局丸森出張所存置に関する請願

第一四一 仙台法務局松山出張所存置に関する請願

第一四二 宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部庁舎新築等に関する請願(二件)

第一四三 千葉地方裁判所・家庭裁判所支部及び地方検察庁市川支部設置に関する請願

第一四四 仙台高等裁判所秋田支部存置に関する請願

第一四五 広島高等裁判所松江支部存置に関する請願(二件)

第一四六 水戸地方裁判所・家庭裁判所麻生支部、麻生簡易裁判所庁舎新築に関する請願

第一四七 茨城県麻生検察庁庁舎新築に関する請願

第一四八 千葉刑務所習志野作業農場の転用中止並びに同作業場移転要請に関する請願(二件)

第一四九 公共料金並びに消費者物価値上げ抑制に関する請願(二件)

第一五〇 公共料金値上げ反対に関する請願(五件)

第一五一 一般物価の値上げ反対及び独占価格の引下げに関する請願

第一五二 盲人世帯に対する家庭電気料金の動力料金なみ低減に関する請願

第一五三 中小企業建設業に対する建設機械貸与に関する請願

第一五四 物価値上げ反対に関する請願(七件)

第一五五 中小企業団体の育成強化に関する請願

第一五六 小規模事業の育成強化に関する請願

第一五七 東西貿易の拡大に関する請願(二件)

第一五八 天然ガスの開発促進に関する請願

第一五九 滋賀県に中小企業金融公庫支店開設
に関する請願

第一六〇 「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく
基本計画の完全実施に関する請願

第一六一 政府系中小企業金融機関の資金増額
等に関する請願

第一六二 公衆浴場業に対する特別融資に関す
る請願(二件)

第一六三 工業用水道事業運営の資金措置に関
する請願

第十八号中正誤

ペシ 段 行 誤

正

五九七 三 終わり
三 方針が

方針で

第十九号(その二)中正誤

ペシ 段 行 誤

正

五五三 三 阿部松竹君

阿部竹松君

六七九 一 終わり
一 行なう

行なう

昭和四十年五月二十四日 参議院會議録第二十号

八一四

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
（ただし良質紙は三十円）
（送料別）

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八一 四四二（大）